

令和4年度版

中小企業経営支援施策概要

[県・公益財団法人21あおり産業総合支援センターの施策]

○県や国の補助金や経営セミナー等、皆様のお役に立つ最新情報をタイムリーかつ定期的（毎週水曜日）にメール配信していますので、メールマガジンに是非、ご登録ください。

☆登録方法：メールのタイトル又は本文に「メルマガ配信希望」と記載の上、
shoko@pref.aomori.lg.jp までメールをお送りください。

☆この資料は、以下の URL からダウンロードできます。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/siensesakugaiyo.html>

○支援施策はあおり事業者支援情報ポータル「あおビズサーチ」でも情報発信しています。



青森県商工労働部

2022.10.1版

I 融資関係

1 青森県特別保証融資制度

「選ばれる青森」への挑戦資金のご案内

■「選ばれる青森」への挑戦資金とは

「選ばれる青森」への挑戦資金は、創業や新商品開発、雇用の創出など、県が推進する前向きな取組みを行う県内中小企業者を支援する特別保証融資制度です。この制度を活用することにより、長期かつ低利（固定）での資金調達が可能となります。

■ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者（創業する者を含む。）で、次のいずれかに該当する事業を行う方（※）

- (1) 県内で中小企業者として創業する（創業後5年未満の中小企業者を含む。）事業
 - (2) 県の推進する戦略等に基づく重点推進分野（次のいずれかに該当するもの）に属する事業
 - ① エネルギー関連産業（再生可能エネルギーのメンテナンス事業等（売電事業を除く。））
 - ② 農工ベストミックス型産業（バイオマス資源活用、県産資源を活用した機能性食品開発、食産業と流通業の連携等）
 - ③ 医療・健康福祉関連産業
 - ④ 次世代環境自動車関連産業（電気自動車や燃料電池車など次世代環境自動車関連産業分野）
 - ⑤ 知的財産を活用した企業経営に取り組む事業（自社の特許権、実用新案権、意匠権、商標権や開放特許の活用）
 - ⑥ 外貨獲得に向け、輸出をはじめとした海外ビジネス展開を図る事業
 - ⑦ 観光客等交流人口の増加に伴う経済効果の県内への波及に資すると認められる事業
 - (3) 空き店舗活用による地域商店街活性化への取組み（市町村の認定を受けたもの、空き店舗活用チャレンジ融資）
 - (4) 法令等に基づく認定又は国や県等による補助等の採択を受けた事業（次のいずれかに該当するもの）
 - ① 法律の規定により行政庁の認定（承認を含む。）を受けた事業計画に基づいて行う事業
（例：経営革新計画、地域経済牽引事業計画）
 - ② 法律の規定により行政庁の認定を受けた事業計画の区域又は施設内において、計画の趣旨に沿って行う事業
（例：あおもり生業づくり復興特区）
 - ③ 県の登録事業等に係る要綱等に基づいて認定又は登録を受けた方が、当該登録事業等の趣旨に沿って行う事業
（例：青森県健康経営認定制度、環境認証取得又は省エネルギー診断制度）
 - ④ 国や県等が直接実施する補助等事業や、行政庁から委託を受けた財団法人等が実施する補助等事業において採択等された計画事業（例：新事業展開等促進補助事業、専門家派遣事業により設備の導入を行う事業）
 - (5) 新分野進出を図る取組み
 - (6) 新商品、新役務又は新技術等の開発及び事業化を行うための取組み
 - (7)・(8) 再生可能エネルギー（風力、太陽光など）発電設備の導入に係る事業
 - (9) 常時使用する従業員を新たに2人（一定の要件*に該当する場合は1人）以上雇用する計画を有する事業
*障害者、中高年失業者、新型コロナウイルス感染症関連離職者である場合又は小規模企業者が雇用する場合
 - (10) 先端設備又は生産ライン等の改善に資する設備の導入などの生産性向上を図る事業
 - (11) 職場環境の整備や育児休業取得の支援などの働き方改革を推進する取組
 - (12) デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する取組
 - (13) SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する取組
 - (14) 事業承継枠
 - ① 存続見通しがつかない事業者から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部又は一部を承継するもの
 - ② 事業承継の計画作成、又は計画実行のために資金を要するもの（事業承継後5年以内の者を含む）
 - ③ 事業承継特別保証を利用するもの
 - ④ 事業承継特別保証を利用し、経営者保証コーディネーターによる確認を受けたもの
 - ⑤ 経営承継借換関連保証を利用するもの
 - (15) 地方創生又は地域密着に資するものとして、各取扱金融機関が提案し、県が承認した事業
*詳しくは『「選ばれる青森」への挑戦資金～金融機関提案枠のご案内～』をご覧ください。
- （※）「選ばれる青森」への挑戦資金の要綱に定める目的に沿うものと認められないものについては、融資対象から除外されます（例：主たる収入が給与所得、役員報酬又は年金等である者が行う一般居住用の賃貸住宅に係る事業）。

■制度の特徴

- 県では、当制度（一部*を除く）の利用者に対する信用保証料の一定割合を補助し、利用者の負担を軽減しています。
* (3)、(9)、太陽光発電設備の導入に係る事業は補助対象となりません。(10)は生産性向上特別措置法による先端設備等導入計画を策定し、市町村の認定を受けた場合に限り、(11)は「働き方改革推進企業認証制度」の認証を受けている場合に限り、(12)は国又は県等が実施する補助金を活用して行う取組に限り、(13)は「青森県SDGs取組宣言登録制度」の登録を受けている場合に限り、(14)は④及び⑤の場合に限り、補助対象となります。
- 市町村では、当制度の利用者に対する利子又は信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

融資対象 条件	(1)～(6)	(7)・(8)	(9)～(13)	(14)			(15)
				①・②	③・④	⑤	
融資限度額	各1億円	4.8億円	各1億円	1億円		1億円	1億円
資金使途 (注1)	運転資金、設備資金			運転資金 設備資金	運転資金 設備資金 既往借入金 の返済資金	既往借入金 の返済資金	運転資金 設備資金
融資利率 【固定利率】 (注2、3)	年1.1% ※(1)について、女性、U I Jターンによる創業 の場合は、年0.9% ※(1)について、創業支援事業計画に基づいて県 内市町村が設置する創業相談窓口の利用が確 認できる者については、年1.0% ※(1)～(8)について、融資対象(9)の雇用条件 も同時に満たす場合は、年0.9% (3人以上雇用する場合は、年0.7%) ※(1)～(13)について、三者連携協定(21あ おもり産業総合支援センター、青森県産業技術 センター、青森県信用保証協会)に関する融資 については、年1.0%			金融機関所定利率-0.8% (下限1.6%) 「経営力向上割引」を利用する場合、 さらに年0.5%軽減されます。			上限 年1.1%
融資期間 (うち、据置期間)	運転10年以内(2年以内)、 設備15年以内(3年以内)			10年以内(1年以内)		運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)	
融資形式	手形貸付、証書貸付 ※雇用を条件とする場合は証書貸付のみ。						
信用保証料 (注4)	原則年0.45%～1.90% (14)④及び⑤で経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合については、 年0.20%～1.15%						
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません (14)③・④・⑤については、保証人を徴求しません						
物的担保	必要に応じ徴求						
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)						

(注1) 2(14)③及び④については、保証人(個人に限る)を提供している既往借入金を本制度の融資金で返済(借換え)することができます。ただし、ニューマネー(増額借換を含む。)については、信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人に限ります。

2(14)⑤については、保証人(個人に限る)を提供している既往借入金を本制度の融資金で返済(借換え)することができます。

(注2) 雇用を条件とする場合は、融資の際に以下の事項をお約束いただき、実行していただきます。なお、雇用の条件を満たさない場合や報告を怠った場合は、当初の融資利率を変更(引上げ)しますのでご注意ください。

- ① 融資実行後原則6ヶ月以内に所要人数を雇用すること
(雇用した者が1年経過前に自己都合等により退職した場合は、すみやかに後任の者を雇用すること)
- ② 期間の定めのない正社員として雇用し、法律上義務のある労働保険及び健康保険に加入させること
- ③ 雇用を開始したとき、県に対して雇用状況を報告すること

(注3) 「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告(四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出)することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をよりの確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式(確認書)を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

(注4) 県では信用保証料の30%又は40%の補助を行っています。(一部は補助対象外。)なお、補助の対象となる融資額は5,000万円までとなります。

また、各市町村では、利子の一部補給又は信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については各市町村商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。
(空き店舗活用チャレンジ融資のみ、事前に市町村の認定が必要となります。)



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。(審査の結果、ご希望に添えない場合があります。)
※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

■お問い合わせ先

- 青森県信用保証協会 電話 017-723-1354 (保証業務課)
- 青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368
- 青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

「選ばれる青森」への挑戦資金

～金融機関提案枠のご案内～

地方創生や地域に密着した金融事業の推進のため、金融機関提案型による融資を「選ばれる青森」への挑戦資金の融資項目として実施しています。

県、金融機関、保証協会が連携し、各金融機関が「地方創生」又は「地域密着」をキーワードに独自開発したメニューを提供します。

○地域の医療・介護産業や地域資源活用の支援、経営改善・生産性向上のサポート、女性の活躍応援等、様々な前向き資金のニーズに対応しています。

○所定の保証料率（0.45～1.90％）に対する30％を県が補助します。また、1千万円を超える設備資金については、県が40％補助するほか、青森県信用保証協会による保証料率の10％割引により、事業者の保証料負担は50％まで軽減されます。

（※）補助の対象となる融資額は5,000万円までとなります。

○継続的な情報提供や専門的なアドバイス等、融資後についても金融機関によるフォローを受けることができます。

■令和4年度「金融機関提案枠」融資概要と融資メニュー一覧

【融資限度額】1億円 【融資期間】運転10年以内(据置2年以内)、設備15年以内(据置3年以内)

金融機関名	資金名	融資対象	融資利率
青森銀行	あおぎん「未来応援」	経営改善・生産性向上ニーズを有する 県内中小企業	1.1%
みちのく銀行	成長サポート資金	青森県内で創業し、創業後6年～10年目を 迎え、更なる成長ステージを目指す者	1.1%
みちのく銀行	チャレンジ応援資金	青森県内の企業で外部専門家と連携のもと 経営改善・生産性向上に取り組む者	1.1%
岩手銀行	進出企業サポート資金	県外から進出した中小企業者(県外から進出 しようとする中小企業者を含む)が実施する事業	1.1%
東北銀行	地域資源を活用した事業 化支援資金	地域資源を有効活用した事業創出に取り組む者	1.1%
東北銀行	地域医療・ 介護支援資金	医療・介護事業の拡大及び創業	1.1%
青い森信用金庫	女性活躍応援資金	女性が代表者の法人及び個人事業主 (創業及び創業から5年以内の者を除く)	1.1%

※上記は、各融資メニューの概要です。詳細は各金融機関にお問い合わせください。

※融資の手續や保証料率等については、従来の「選ばれる青森」への挑戦資金の規定に準じます。詳しくは同資金のチラシをご覧ください。

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354（保証業務課）

○青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

経営安定化サポート資金のご案内

■経営安定化サポート資金とは

取引先企業の倒産、不況、災害などにより、経営の安定に支障を生じている県内中小企業者の資金繰りを支援する特別保証融資制度です。

この制度を活用することにより、急激な売上減少や突発的災害等に直面したときに、当面の運転資金を確保し、資金繰りの安定を図ることができます。

■ご利用いただける方

原則として県内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する方

(1) 連鎖倒産枠

倒産企業に対し売掛債権等を有する方又は倒産企業との取引依存度が10%以上の方

(2) 経営安定枠 以下①～④のいずれかに該当する方

① 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益（以下「売上高等」という。）が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少している方

② 売掛債権回収の長期化や回収不能又はその他の事由により経営の安定に支障を生じている方

③ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少している方

④ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれる方

(3) 災害枠

県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じている方（事業開始後1年未満の方を含む）

※「新型コロナウイルス感染症」を指定（令和4年4月1日～）

※「令和4年8月3日からの大雨による災害」を指定（令和4年8月10日～）

(4) 事業再生枠

金融機関や再生支援機関等の支援が得られており、事業の再建に合理的見通しが認められるものとして、法的な再建手続きを行い又は再生支援機関等の指導等を受けて事業再生を図る方

■制度の特徴

○ 県では、当制度のうち、(3)災害枠「新型コロナウイルス感染症」の利用者に対する信用保証料の一定割合を補助し、利用者の負担を軽減しています。ただし、セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）、セーフティネット保証5号（売上高等の減少を要因としないものを除く。）のいずれかの保証制度を適用したものに限りません。

○ 「経営力向上割引制度」を利用することで、さらに融資利率を軽減することができます。

○ 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

条件	連鎖倒産枠	経営安定枠	災害枠 (県指定)	事業再生枠
融資限度額	3千万円	4千万円	3千万円	3千万円
資金使途	運転資金		運転資金、設備資金	
融資利率 【固定利率】 (注1,2)	金融機関所定利率-0.8%(下限1.6%) 「経営力向上割引」を利用する場合、 さらに年0.5%軽減されます。		0.9%又は1.1% (注3)	金融機関所定利率 ※「経営力向上割引」利用可
融資期間 (うち、据置期間)	10年以内(2年以内)			
融資形式	手形貸付、証書貸付			
信用保証料 (注2)	原則年0.45%~1.90% (セーフティネット保証等、特例保証に該当する場合は、当該保証に応じた保証協会所定の料率)			
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません			
物的担保	必要に応じ徴求			
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)			

(注1)「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告(四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出)することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をより的確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式(確認書)を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

(注2) 下記市町村では、信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

◇該当市町村(令和4年4月1日現在:29市町村)

青森市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、つがる市、平川市、今別町、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、板柳町、中泊町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、南部町、階上町

(注3) 融資期間が3年以内の場合は年0.9%(固定)、融資期間が3年以上の場合は年1.1%(固定)となります。

■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。

融資実行後に、商工会議所又は商工会による経営指導を受けてください。



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。(審査の結果、ご希望に添えない場合があります。)

※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354 (保証業務課)

○青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

事業活動応援資金のご案内

■事業活動応援資金とは

県内中小企業者が一般的な事業資金を調達するにあたり、通常の手続きによるもののほか、売掛債権等の流動資産を担保とした融資、さらには廃業歴のある方の再チャレンジなど、さまざまな状況に対応可能な融資制度です。

■ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方

(1) 事業活動枠

事業活動に必要な資金（設備資金、運転資金）の調達を図る方

(2) 流動資産担保枠

1年以上同一事業を営んでおり、取引先事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する方（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。）

(3) 再チャレンジ枠

廃業歴等がある方で、起業に再チャレンジする方

（信用保証協会が求償権を有する場合には、求償権消滅保証に該当する場合に限る。）

■制度の特徴

- 「経営力向上割引制度」を利用することで、さらに融資利率を軽減することができます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料を一部補給し、利用者の負担を軽減しています。

■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。

（審査の結果、ご希望に添えない場合があります。）

※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

条件 \ 枠	事業活動枠	流動資産担保枠	再チャレンジ枠
融資限度額	1億円	3千万円	1千万円
資金使途	運転資金、設備資金		
融資利率(注1)	金融機関所定利率－0.3%（上限2.0%）【変動利率】 ※「経営力向上割引」を利用する場合、さらに年0.5%軽減されます。		
融資期間 (うち、据置期間)	運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)	1年間	運転5年以内 (1年以内) 設備10年以内 (2年以内)
融資形式	手形貸付、証書貸付	手形貸付	手形貸付、証書貸付
信用保証料(注2)	原則年0.45% ～1.90%	年0.68%	原則年0.45% ～1.90%
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません		
物的担保	必要に応じ徴求	流動資産を譲渡担保	必要に応じ徴求
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)		

(注1)「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告（四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出）することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をより的確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式（確認書）を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

(注2) 下記市町村では、信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

◇該当市町村（令和4年4月1日現在：14市町村）
青森市、五所川原市、つがる市、平川市、鱒ヶ沢町、深浦町、大鰐町、板柳町、中泊町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354（保証業務課）

○青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

経営力強化対策資金のご案内

■経営力強化対策資金とは

国の認定を受けた専門家（認定経営革新等支援機関※）の支援を受けながら経営改善や経営力強化に取り組む県内中小企業者を支援する借換制度です。

※認定経営革新等支援機関

中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

■ご利用いただける方

次のいずれにも該当する方

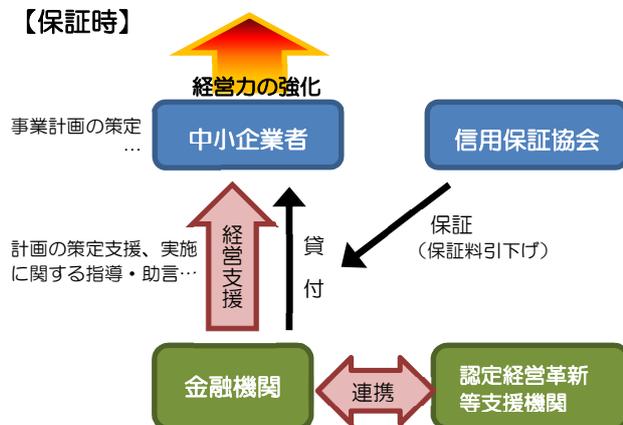
- 県内に事業所を有し、原則として1年以上同一事業を営んでいる方。
- 青森県特別保証融資制度に係る借入金残高が有り、経営の改善に向けて当該借入金の借換えを必要とする方。（資金用途には、県融資制度以外の県信用保証協会の保証を受けている借入金の借換え及びニューマネーの上乗せを含みます。）
- 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方。

■制度の特徴

- 中小企業者は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告していただきます。
- 金融機関は、認定経営革新等支援機関と連携して、中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、経営支援の実施状況等を信用保証協会に対して年1回報告をします。
- 融資利率及び保証料率が軽減されます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料の一部補給を行っています。

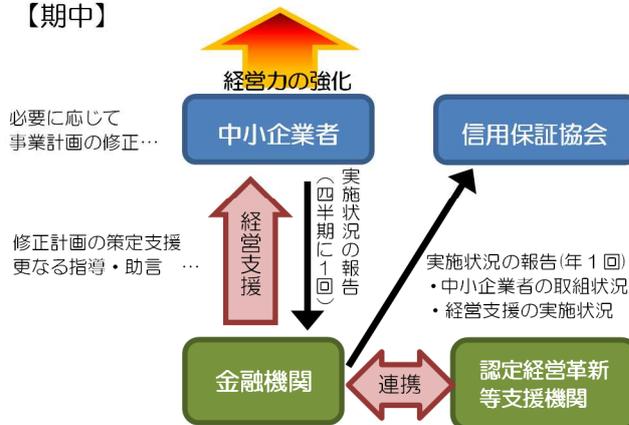
■制度のしくみ

【保証時】



※金融機関が認定経営革新等支援機関となる場合も想定

【期中】



※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

融 資 限 度 額	8,000万円
資 金 使 途	既往借入金（青森県信用保証協会の保証を受けている借入金に限る。）の返済資金。但し、事業計画の実施に必要と認められる場合は、ニューマネーを上乗せすることも可能。
融資利率（注1）	金融機関所定利率－1.3%（下限1.1%） ※「経営力向上割引」の適用により、通常の利率より0.5%軽減されています。
融 資 期 間	10年以内（うち、据置期間1年以内）
融資形式・償還方法	証書貸付・割賦償還
信用保証料 （注1）、（注2）	責任共有制度の対象の場合 0.45%～1.75% 責任共有制度の対象外の場合 0.5%～2.0% ※原則として、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い利率が適用されます。
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません
物的担保	必要に応じて徴求
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関 （銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

（注1）特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、通常の融資利率及び保証料率が適用され、差額分の追加負担を生じる場合があります。

（注2）五所川原市及びつがる市では、信用保証料の一部補助を行っています。具体的な条件等については、各市商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

■融資の申込手続き

○以下の書面を添えて、取扱金融機関の窓口へお申込みください。

- ・ 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（兼青森県経営力強化対策資金要件確認書）
- ・ 事業計画書（申込者が策定したもの。様式任意）
- ・ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面
（様式任意。事業計画書に記載されている場合は不要。）

○融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査が必要です。

○ご希望の融資額は、各企業の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354（保証業務課）

○青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度 検索 

Ⅱ 補助金関係

1 中小企業等事業再構築促進事業費補助金

国の中小企業等事業再構築促進事業を活用して、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組や、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等に取り組む中小企業者の自己負担の一部を補助します。

- (1) 対象企業 国の中小企業等事業再構築促進事業（通常枠）に採択された県内中小企業
- (2) 対象経費 国の中小企業等事業再構築促進事業の補助要件に準ずる。
- (3) 補助率等 補助率 1 / 1 2
限度額 7 5 0 万円
- (4) その他 国の中小企業等事業再構築促進事業の募集要項により内容を変更する場合があります。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

2 起業支援金（あおもり移住支援事業）

東京圏から移住し、地域課題の解決を目的として新たに起業等をする方に対し、起業等に必要経費の一部を補助します。

- (1) 対象者 以下の①から④の全ての要件を満たす者
 - ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(※)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
 - ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
 - ③ 令和4年度の県の移住支援金事業が開始されてから青森県に転入した者（詳細については、お問合せください。）
 - ④ 青森県内で新たに起業又はSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継若しくは第二創業を行う者（以下「起業する者等」という。）
※条件不利地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいいます。
- (2) 対象事業 地域活性化関連・まちづくりの推進・過疎地域等活性化関連・買物弱者支援・地域交通支援・社会教育関連・子育て支援・環境関連・社会福祉関連分野等における、新たな創業又はSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継若しくは第二創業であり、「社会性」「事業性」「必要性」を満たす事業
- (3) 対象経費 起業する者等が起業又は事業承継若しくは第二創業をするために要する経費（要件がありますので、お問合せください。）
- (4) 補助率等 1 / 2（上限200万円）
- (5) その他 対象者、対象事業、対象経費等の詳細については、下記ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiiikisangyo/kigyousienkin.html>

※公募は終了しました。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

3 青森県産業立地促進費補助金

本県産業の振興と県民の雇用機会の拡大を図るため、誘致企業等が工場等の新設又は増設を行う場合に、建物等の取得に要する経費の一部を補助します。

(1) 対象者

- ① 県の誘致企業
- ② 県内企業(地域経済牽引事業計画の承認を受けた者※又は金矢工業団地もしくは青森中核工業団地に立地する者に限る)
- ③ 上記の企業に建物及び機械設備をリースする企業
※対象となる地域経済牽引事業計画
青森県地域未来投資促進基本計画、青森県八戸圏域基本計画、弘前地域ライフ関連産業投資促進基本計画

(2) 対象業種

- ① 新設又は増設
製造業(成長ものづくり関連業種又は農林水産関連業種)、医療・健康福祉関連業種、農商工連携関連業種
※製造業、医療・健康福祉関連業種、農商工連携関連業種が、生産拠点の集中度が高い製品・部素材供給のリスク解消のための拠点整備を行う場合は、特別枠の対象
- ② 新設のみ
物流関連業種、デジタルものづくり関連業種、コンタクトセンター関連業種、脱炭素関連業種

(3) 対象経費

- ① 土地の取得経費(金矢工業団地に限る)
- ② 建物・機械設備の取得(新設の場合はリースを含む)経費

(4) 補助要件、補助率及び補助限度額

- ① 新設(土地の取得又はリースが必要)
 - ア 設備投資額1億円以上、雇用増10人以上 補助対象経費の5%(上限3億円)
 - イ 設備投資額3億円以上、雇用増20人以上 補助対象経費の10%(上限3億円)※ 金矢工業団地に立地する場合は5人以上
【特別枠】
 - (ア) 設備投資額1億円以上、雇用増10人以上 補助対象経費の15%(上限3億円)
 - (イ) 設備投資額3億円以上、雇用増20人以上 補助対象経費の20%(上限10億円)【デジタルものづくり関連業種・脱炭素関連業種の場合】
 - (ウ) 設備投資額1億円以上、雇用増5人以上 補助対象経費の10%(上限3億円)
※上記は標準的な要件等です。投資場所、設備投資額、雇用人数等により、補助率及び補助限度額の特例があります。
- ② 増設
 - ア 設備投資額2億円以上、雇用増5人以上 補助対象経費の5%(上限5千万円)
 - イ 設備投資額4億円以上、雇用増10人以上 補助対象経費の10%(上限1億円)【特別枠】
 - ウ 設備投資額1億円以上、雇用増5人以上 補助対象経費の15%(上限5千万円)※ただし、1企業1回限りとします。

【担当窓口】 県商工労働部 産業立地推進課 立地推進グループ
TEL 017-734-9381 (誘致企業担当)
" 立地支援グループ
TEL 017-734-9380 (県内企業担当)

4 医福工連携製品開発事業費補助金

県内企業による医療・介護関連機器等の試作開発に向けた共同研究やマーケティング活動等の取組に対して補助します。

- (1) 対象事業 新規性の高い医療・介護関連機器等の商品・試作品開発に向けた取組（基礎調査）、自社で開発・製造した商品や試作品の顧客ニーズ等に基づく改良
※医療関連機器は新型コロナウイルス感染症対策に資するものに限る。
- (2) 対象者 県内に事業所を有する中小企業者等（大学等専門機関連携が条件）
- (3) 対象経費 専門家謝金、専門家旅費、試作実験費、マーケティング等調査費、分析測定費
コンサルタント委託費等に係る経費
- (4) 補助率等 補助対象経費の1/2相当額又は100万円のいずれか低い額

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

5 原油・原材料価格高騰対策事業費補助金

原油・原材料価格高騰の中、継続的な光熱費等の削減や代替材料等への転換、仕入先の再構築など、これからの経営基盤を強化し、事業継続に取り組む事業者を応援します。

- (1) 対象者
 - ・ 県内中小企業者（個人事業主を含む）
 - ・ 県内事業協同組合等
- (2) 公募期間
令和4年9月30日（金）～10月28日（金）（必着）
- (3) 補助率
 - ・ 通常枠：1/2
 - ・ 特別枠：2/3
 - ・ 被災事業者枠：2/3

【特別枠とは】

下記①～③の全てに該当することが条件です。

- ① 事業の実施にあたって、専門家（※1）の助言や指導を受けること
- ② 青森県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に関する事業（※2）に該当すること
- ③ 事業の成果を県内中小企業者に波及させるために事業成果の公表に同意すること

【被災事業者枠とは】

下記①、②の全てに該当することが条件です。

- ① 令和4年8月に県内で発生した大雨に係る災害救助法適用地域の被災事業者であること
（事業拠点が被災したことを証明する被災証明書等が必要となります。）
 - ② 青森県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に関する事業（※2）に該当すること
- ※1 専門家の範囲については、青森商工会議所HP又は青森県中小企業団体中央会HPに掲載されている公募要領等を参照ください。
- ※2 青森県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に関する事業
（アグリ・ライフ・グリーン関連事業、知的財産活用事業、その他経済を回す取組及び事業）

- (4) 補助上限額
 - ・ 県内中小企業者：300万円
 - ・ 県内事業協同組合等：500万円
- (5) 対象経費
 - ・ 光熱費等の削減に資する設備の更新等（下限額：30万円）
 - ・ 仕入先の新規開拓
 - ・ 原材料代替のための調査・成分分析・試作開発 など

（お問い合わせ先）

青森県原油高騰対策補助金相談窓口（平日9:00～17:00）
TEL：0120-990-731

【担当窓口】 県商工労働部 商工政策課 企画調整グループ
TEL:017-734-9366 FAX:017-734-8106

6 移住支援金（あおもり移住支援事業）

県内企業の人財確保と本県への移住促進を図るため、東京23区から本県に移住した者に対して最大100万円の移住支援金を国、県、市町村が連携して支援します。

（1）対象者 以下の①から⑤のいずれかの要件を満たす者

①対象求人就業した者	県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」に移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規で採用された者。
②専門人材	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者。
③テレワーカー	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う者。
④関係人口に該当する者	青森県内の市町村や地域の人々と関わりを有する者のうち、市町村が本事業における関係人口と認める者。
⑤起業した方	起業支援金の交付決定を受けた者。

（2）その他の要件

以下の①から③の全ての要件を満たす者

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上（直近の1年間は連続）東京23区に在住していた者又は東京23区へ通勤していた者
 - ② 移住支援金申請時に転入後3か月以上1年以内である者
 - ③ 申請後5年以上継続して青森県内に居住する意思のある者
- ※ 上記（1）の①及び②の者は、別途就業に関する要件があります。

（3）支援金額

- ・ 単身での移住の場合： 60万円
- ・ 世帯での移住の場合： 100万円

※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算する。

（4）支援金の申請・支給窓口

移住先の市町村

（5）その他

- ・ 移住して創業・起業した場合は、移住支援金最大100万円のほかに、起業支援金が最大200万円支給されます。起業支援金制度も併せてご確認ください。
- ・ 詳細については、労政・能力開発課ホームページをご確認ください。

【担当窓口】 ・ 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117
E-mail roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp
・ 県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」
<https://aomori-job.jp/>

7 青森県UIJターン還流促進交通費助成

県内企業の人財確保とUIJターン就職の促進を図るため、県外在住者が県内企業の面接やインターンシップ等に参加する際の交通費や、同様に県内企業が県外在住者を受入れる際に負担する交通費等の一部を助成します。

あおもりUIJターン交通費で検索してください。

- (1) 対象者 県外在住者
- (2) 対象経費 県外在住者が、以下のいずれかに該当する活動のために県外の住所地と県内の目的地の間を移動するのに要した交通費及び宿泊費。
- ① 県内企業が県内で開催する就職に係る企業説明会に参加する場合
 - ② 県内企業が県内で実施する採用試験又は面接を受ける場合
 - ③ 県内企業が県内で実施するインターンシップに参加する場合
- ※対象者1人につき年度内1回まで申請可能
- (3) 助成金の額 交通費については、助成対象経費の2分の1に相当する額又は17,000円、宿泊費については、助成対象経費の2分の1に相当する額又は5,000円のいずれか低い額以内の額とします。(なお、宿泊費については、青森県内に実家がない方のみ対象)

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

8 企業の若手人財確保・定着支援補助金

県内中小企業の人財確保や育成、定着力の向上につながる企業独自の取組を支援します。

- (1) 対象企業等 県内中小企業であって、県の若者定着奨学金返還支援事業及びあおもり県内就職促進パートナー企業にエントリーする企業
- (2) 補助対象期間 令和4年4月～令和5年2月末
- (3) 対象経費 講師謝金、旅費、教材費、通信運搬費、委託料、使用料等
- (4) 補助率 1/2
- (5) 補助限度額 500,000円
- (6) 補助対象事業
- 採用力向上に資する事業であって、当該事業の実施により前年度採用実績を上回る採用を予定しているものであること。
- ・人財確保等のための組織体制の見直しやデジタル化の推進
 - ・採用コンサルティングによる求人材のアップ
- 職場定着力向上に資する事業
- ・従業員のリスクリングによる人材育成の推進
 - ・潜在的労働者受入のための職場環境改善等の取組 等

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
あおもり人財確保推進センター（アスパム7階）
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076

9 プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金

プロフェッショナル人材(※1)の活用に係る経費の一部を補助します。

- (1) 対象事業 企業等の成長に必要な人材の活用に向けて、青森県プロフェッショナル人材戦略拠点(※2)に相談した後、取り繋ぎされた人材紹介事業者からプロフェッショナル人材の紹介を受ける
- (2) 対象企業等 県内に事業所を有する民間企業(但し、資本金3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人)、企業組合、協業組合、事業協同組合、農事組合法人及び第三セクター
- (3) 対象経費 ①雇用する場合(県外から県内への住民票の異動が伴うものに限る)
人材紹介事業者に支払う紹介手数料
②副業・兼業の場合
交通・宿泊費
- (4) 補助対象期間 雇用開始日から令和5年2月28日までの最大6ヶ月
- (5) 補助率 2分の1以内
- (6) 補助限度額 50万円
- (7) 補助対象人数 1社につき2人まで

※1 プロフェッショナル人材

… 長年培ったキャリアを活かし、職場のリーダーとしてマネジメントするなど、経営者の右腕となる人材(管理職やリーダークラス)

※2 青森県プロフェッショナル人材戦略拠点

… 関係機関と連携し、県内中小企業等の人材ニーズを民間ビジネス人材事業者へ取り繋ぐことで、企業とプロフェッショナル人材のマッチングをサポートするため、県が設置する機関。

(お問い合わせ先)

一般社団法人青森県工業会(業務委託先)

TEL 017-735-6550 FAX 017-725-1243

【担当窓口】 あおもり人財確保推進センター

(県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ)

TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076

10 八戸港コンテナ新規貨物集貨促進事業費補助金

八戸港への利用転換・利用促進を図るため、八戸港を利用して新たなコンテナ貨物の輸出入を行う荷主企業を支援します。

(1) 対象企業 八戸港を利用して新たなコンテナ貨物を輸出入する荷主企業

(2) 補助メニュー

① 新規荷主・シフト貨物補助

条 件：新規荷主又はシフト貨物

補 助 額：20,000 円/TEU

※TEU…Twenty-foot-Equivalent Units。国際的に統一された海上コンテナの個数を表す単位（20 フィートで換算）。

② 陸送費補助（①に加算）

条 件：①の補助対象のうち、納品先又は出荷元が八戸港コンテナターミナルから直線で 30km 以上離れていること

対象経費：トラック、トレーラー等の陸送経費（荷役料、倉庫保管料等を除く）

補 助 額：対象経費の 3 分の 1、15,000 円/TEU まで

③ リーフアーコンテナ補助（①に加算）

条 件：①の補助対象のうち、リーファーコンテナを利用していること

補 助 額：2,500 円/TEU

※上記以外に、八戸港国際物流拠点化推進協議会の補助メニューがあります。詳細は同協議会（TEL 0178-43-9244）へお問い合わせください。

(3) 限度額 1 荷主企業当たり（（2）の①～③の合計金額）3,750 千円

(4) 募集時期 令和 4 年 7 月 1 日（金）～11 月 30 日（水）（先着順）

(5) その他 申込先は、八戸港国際物流拠点化推進協議会（TEL 0178-43-9244）となります。

【担当窓口】 県県土整備部 港湾空港課 港湾振興グループ
TEL 017-734-9675 FAX 017-734-8194

11 観光コンテンツパワーアップ推進事業（補助金）

観光コンテンツの質的・量的な充実を図るため、観光コンテンツのパワーアップや旅行商品のメニュー創出に取り組む団体やグループ等に対し補助金を交付します。

(1) 対象事業 青森県内において実施する次のいずれかに該当する事業（単発のイベントや物産等商品開発のみの事業は除く。）

① 観光コンテンツの協働（コラボレーション）や磨き上げ等により、観光コンテンツの質的向上に取り組む事業

② 誘客に有効なメニューの創出等により、観光コンテンツの開発に取り組む事業

(2) 対象者 任意の地域活動団体、観光関係団体、商工関係団体、NPO 法人及びこれらに類する組織団体とし、個人や単独の企業、市町村を除く。

(3) 対象経費 会場費、講師謝金、印刷・広告・宣伝費、通信・運搬費、消耗品費、旅費、保険料、委託料（人件費などの経常的な運営費や懇親会等の経費を除く。）

(4) 補助金額 上記経費の合計額から参加料収入や売上等の事業収入を差し引いた額の 2 分の 1 以内

(5) 補助限度額 50 万円

(6) 募集締切 令和 5 年 2 月 28 日（火）17 時まで（予算枠に到達次第終了）

【担当窓口】 県観光国際戦略局 観光企画課 まるごとあおもり情報発信グループ
TEL 017-734-9389 FAX 017-734-8121

12 青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金

県内中小企業等による輸出などの海外への事業進出を推進するため、県内中小企業等が海外での販路開拓や販路拡大に取り組むために要する経費の一部を補助します。

- (1) 対象企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者であって、県内に本社・事業所を有するもの。
- (2) 対象経費 ① 海外見本市・商談会への出展に係る経費
② 外国語版ホームページ、パンフレット及び商品 P R 映像作成に係る経費
③ 海外向け商品パッケージデザイン作成に係る経費
④ 国際規格・基準及び海外知的財産権の申請に係る経費
⑤ 海外向けインターネットショップ出店に係る経費
⑥ 県産品輸出以外の海外ビジネス展開に係る経費
- (3) 助成率等 補助対象経費の合計額の 2 分の 1 に相当する額又は 5 0 0 千円のいずれか低い額以内の額。なお、1 社に対して 1 年度に補助できる金額の上限は 5 0 0 千円。
- (4) 募集時期 通年（ただし予算の範囲内）
- (5) その他 対象経費の補助には、これまでの補助金交付実績等の諸条件があります。
- 【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

13 青森産品輸出基盤強化事業費補助金

コロナ禍で変化した輸出先のニーズや、海外の食品規制に対応した商品の創出に向け、県内中小企業等の海外向け商品開発や、ブラッシュアップに要する経費の一部を助成します。

- (1) 対象者 県内に事業所を有する中小企業者等
- (2) 対象経費 専門家謝金、専門家旅費、運搬費、原材料・消耗品費試作実験費、分析測定費等に要する経費
- (3) 補助率等 補助対象経費の 1 / 2 相当額又は 1 0 0 万円のいずれか低い額
- 【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

14 新事業展開等促進補助事業

創業又は経営の革新を目的としたビジネスモデル構築に取り組む県内中小企業者等に対し、新商品・新技術・新役務の開発及び販路開拓に係る経費の一部を補助します。

- (1) 対象事業 創業又は経営の革新を目的としたビジネスモデル構築のために必要なものであって、新商品・新技術・新役務の開発及び販路開拓を行う事業
- (2) 対象者 ・ 県内において創業する者又は県内に事業所を有し経営の革新を行おうとする中小企業者
・ 中小企業者以外で、経営の革新を行おうとする県内の N P O 法人、農事組合法人等
・ 中小企業者等と農林漁業者の連携体
- (3) 対象経費 補助事業を実施するために必要な以下の経費
・ 原材料費、外注加工費、研究開発費、委託費
・ 講師又は外部専門家に対する謝金・旅費
・ 印刷製本費、通信運搬費、調査費等
- (4) 補助率等 ・ 補助率 1 / 2 以内
（県重点推進枠、最低賃金枠 2 / 3 以内）
・ 限度額 3 0 0 万円、又は 1 0 0 万円
- (5) その他 ・ 提出いただいた事業計画書に基づき、事前審査及びプレゼンテーション審査を実施し、採択する案件を決定します。
- 【担当窓口】 公益財団法人 2 1 あおもり産業総合支援センター 総合支援課
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514

15 青森県戦略的ものづくり先進技術事業化支援事業補助金

温室効果ガスの削減等に貢献する技術を活用し、都道府県を超えてイノベーションを起こす可能性の新たな技術や製造等の開発に取り組む県内企業に対して補助金を交付します。

- (1) 対象者 県内に本社・事業所を有する中小企業者等
- (2) 対象経費 補助事業を実施するために必要な以下の経費
- ・ 講師又は外部専門家に対する謝金、旅費
 - ・ 会議費、会場借上料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査費、集計・分析費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、職員旅費、受講料、消耗品費、機器借上料、借損料、等
 - ・ 原材料費、機械装置・工具器具備品費、外注加工費、試作開発費、委託費
 - ・ 知的財産取得経費、技術指導受入費
- (3) 補助率等
- ・ 事業化支援枠
補助率 2/3以内
限度額 2,000万円
 - ・ 産学官金連携枠
補助率 2/3以内（大企業の場合は1/3以内）
限度額 3,000万円
- (4) その他
- ・ 提出いただいた事業計画書に基づいて事前調査を実施します。
 - ・ 応募者は審査会に出席し事業計画についてのプレゼンテーションを行い、審査を経て採択となります。

【担当窓口】 公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター 総合支援課
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514

Ⅲ 情報提供・相談・専門家派遣等

1 省エネ対策によるコスト削減をしたいとき

中小企業者等を対象に、省エネ情報の提供から国等の補助金活用による省エネ設備導入までを一貫してサポートします。

- (1) 支援内容
- ① 省エネ・補助金等情報提供
具体的な省エネ対策とコストメリット、各種支援制度を活用した設備導入手法等の省エネ情報等を提供します。
 - ② 伴走型サポート事業
専門家派遣による省エネ診断を実施し、具体的な省エネ対策を提案します。
省エネ対策提案後は、継続的な省エネ活動に向けてサポートします。
 - ③ 省エネ設備導入サポート事業
省エネ設備の導入を促進するため、相談窓口により国の省エネ補助金等支援制度の活用をサポートします。
- (2) 対象者 県内中小企業者等
- (3) 派遣する専門家 エネルギー管理士、中小企業診断士等の省エネルギー専門家
- (4) 経費負担 10,450円（税込。専門家1名派遣）、16,500円（税込。専門家2名派遣）
- (5) 募集時期 令和4年7月から令和5年3月まで

【担当窓口】 県環境生活部 環境政策課 地球温暖化対策グループ
TEL 017-734-9243 FAX 017-734-8065

2 青森県特別保証融資制度を利用したいとき

取扱金融機関又は県信用保証協会への申込みが必要です。

【担当窓口】 県商工労働部 商工政策課 商工金融グループ
TEL 017-734-9368 FAX 017-734-8106

3 創業・起業支援に関する相談（創業支援拠点）

（1）創業支援拠点

創業・起業を希望される方等に対して、創業支援に関する情報提供や専門家（インキュベーションマネージャー）による創業相談等を行います。

◎AOMORI STARTUP CENTER

所在地：青森市新町1-2-18 青森商工会議所会館1階

【問い合わせ先】AOMORI STARTUP CENTER TEL 017-763-0037

◎ひろさきビジネス支援センター

所在地：弘前市土手町31 土手町コミュニティパーク内コミュニケーションプラザ棟2階

【問い合わせ先】ひろさきビジネス支援センター TEL 0172-32-0770

◎はちのへ創業・事業承継サポートセンター 8サポ

所在地：八戸市堀端町2-3 八戸商工会館1階

【問い合わせ先】はちのへ創業・事業承継サポートセンター 8サポ TEL 0178-51-9593

◎黒石市創業相談ルーム

所在地：黒石市大字市ノ町5-2 黒石市産業会館2階

【問い合わせ先】黒石市商工課 TEL 0172-52-2111（内線641）

（公財）21あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

◎ごしょがわら圏域創業相談ルーム

所在地：五所川原市字一ツ谷503-5 五所川原市民学習情報センター2階

【問い合わせ先】五所川原市商工労政課 TEL 0173-35-2111（内線2552）

（公財）21あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

◎十和田市創業相談ルーム

所在地：十和田市西二番町4-1-1 十和田商工会館5階

【問い合わせ先】十和田市商工観光課 TEL 0176-51-6773

（公財）21あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

◎三沢市創業相談ルーム

所在地：三沢市幸町2-1-1 三沢市商工会館3階

【問い合わせ先】三沢市産業政策課 TEL 0176-53-5111（内線553）

（公財）21あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

◎むつ市創業相談ルーム

所在地：むつ市田名部町10-1 むつ来さまい館2階

【問い合わせ先】むつ市産業雇用政策課 TEL 0175-22-1111（内線2653）

（公財）21あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

（2）「UIJターン創業に係る相談会」

首都圏から本県にUIJターンして創業・起業を目指す方に対し、創業・起業支援の専門家（インキュベーションマネージャー）が助言します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ

TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

4 地域資源を活用したビジネスによる取組に対する専門家派遣事業

県内の事業者等による新商品開発や販路開拓等の地域資源を活用したビジネスによる取組において、必要となる専門的な知見を有する専門家を派遣します。

- (1) 対象者 県内の地域資源活用に取り組む事業者
- (2) 派遣回数 1事業者あたり原則3回まで
- (3) 派遣専門家 応募者の希望等を勘案し、必要な専門家を選定します。
- (4) 費用 原則無料

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 マーケティング支援グループ
TEL 017-734-9375 (直通) FAX 017-734-8107

5 新事業等創出に関する相談をしたいとき

県内企業等による新しい製品・技術・ノウハウを研究・開発し収益化をめざす活動(新事業等創出)に関する悩みごとについて、県内の商工団体・大学・産業支援機関・金融機関など産学官金で組織する「イノベーション・ネットワークあおもり」が解決に向けた支援を行います。

- (1) 対象者 新事業等創出に取り組んでいる青森県内企業等
- (2) 相談内容 技術課題解決、競争的資金の活用、販路開拓・知名度向上など新事業等創出に関する相談全般に対応
- (3) 費用 無料

【担当窓口】 イノベーション・ネットワークあおもり
(事務局：県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ)
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115

6 知的財産に関する相談等をしたとき（青森県知的財産支援センター）

青森県知的財産支援センターでは「知財総合支援窓口」を開設しており、県内中小企業者等が経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題について、支援機関との連携によりワンストップで解決支援を行います。

《青森県知的財産支援センター》

所在地 青森県庁北棟1階

開設時間 平日 8:30～17:15

① 知的財産全般の助言指導（無料）

センター内に、知的財産に関する専門的知見等を有する窓口支援担当者等が常駐し、知的財産に関する制度の説明、知的財産の保護や活用支援、特許等情報の検索支援、パテントマップ作成支援、オンライン出願に係るアドバイス等のほか、知財経営の導入や大手企業等が保有する開放特許等の導入など、幅広く支援を行います。

② 知財専門家（弁理士、弁護士等）による無料相談会の定期開催

専門性の高い相談内容に対しては、知財専門家と窓口支援担当者等が連携しながら課題解決に向けた助言指導を行います。

【申込先】要予約 （一社）青森県発明協会 （TEL 017-762-7351 FAX 017-762-735）

【無料相談会実施場所】

青森県知的財産支援センター（県庁北棟1階）、弘前商工会議所、ユートリー（八戸市）、五所川原商工会議所、十和田商工会議所、むつ来さまい館

【開催日程】

（一社）青森県発明協会ホームページ（<https://www.aomori-ipc.jp/>）又はINPIT青森県知財総合支援窓口のホームページ（<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/aomori/>）を確認してください。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

7 人財確保に関する相談等をしたとき（あおもり人財確保推進センター）

「あおもり人財確保推進センター」では、「人財確保相談窓口」を設置し、企業が抱える人財確保に関する課題にワンストップで対応しています。

＜あおもり人財確保推進センター＞

所在地 青森県観光物産館アスパム7階（青森市安方一丁目1番40号）

受付時間 平日8：30～17：15（土日祝日、年末年始、アスパム休館日は休業）

（1）支援内容

① 人財確保支援窓口

採用方法や企業の情報発信手法をはじめ、就労条件や雇用環境の改善、定着など、人財の確保について様々な観点から総合的にサポートします。

② 専門家派遣

採用など人財確保に関する課題を抱える県内事業者に対し、課題解決に向けた専門家を派遣し、人財の確保を支援します。

①対象事業者

県内に本社・事業者があり、採用を予定している事業者

②費用及び派遣回数等

無料、原則2回

③利用方法

「あおもり人財確保推進センター」にご相談の上、人財確保等に関する課題等を整理してお申し込みください。

【担当窓口】 あおもり人財確保推進センター

TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076

8 あおもり食品産業強化サポート事業（農商工連携食産業づくり相談窓口）

食産業の充実強化を図るため、「農商工連携食産業づくり相談窓口」を設置しています。

「食」産業データベースを活用したマッチング相談や各種支援制度の紹介など、食産業に関する個別案件を支援しています。

（1）相談窓口

機関名	住所	電話	FAX
総合販売戦略課 食品産業振興グループ	青森市長島1丁目1-1	017-734-9456	017-734-8158
東青地域県民局 地域農林水産部（農業普及振興室）	青森市長島2丁目10-3 フコク生命ビル6F	017-734-9961	017-734-8305
中南地域県民局 地域農林水産部（農業普及振興室）	弘前市大字蔵主町4	0172-33-2902	0172-34-4390
三八地域県民局 地域農林水産部（農業普及振興室）	八戸市大字尻内町 字鴨田7	0178-23-3794	0178-27-3323
西北地域県民局 地域農林水産部（農業普及振興室）	五所川原市字栄町10	0173-35-5719	0173-33-1345
上北地域県民局 地域農林水産部（農業普及振興室）	十和田市西十二番町 20-12	0176-23-4281	0176-25-7242
下北地域県民局 地域農林水産部（農業普及振興室）	むつ市中央1丁目1-8	0175-22-2685	0175-22-3212

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ

TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

9 新分野進出相談窓口

建設企業に特化した相談窓口を設置し、建設業の経営改善や新分野進出に係る情報提供、各種相談等に常設相談窓口の県職員その他、(公財)21あおもり産業総合支援センターをはじめとする関係機関や(株)建設経営サービスの専門家が対応し、建設業に関する個別の相談についてアドバイスを行っています。

- (1) 対象者 青森県内の建設企業
- (2) 相談対象 建設業に関する相談全般に対応
- (3) 費用 無料

【担当窓口】 県県土整備部 監理課 建設業振興グループ
TEL 017-734-9706 FAX 017-734-8178

10 観光コンテンツパワーアップ推進事業（アドバイザー派遣）

観光コンテンツの質的・量的な充実を図るため、観光コンテンツのパワーアップや旅行商品のメニュー創出に取り組む団体やグループ等（以下「団体等」という。）に対しアドバイザーを派遣し、必要な指導・助言を行います。

- (1) 対象事業 団体等が単独又は連携して行う次のいずれかに該当する取組（単発のイベントや物産等商品開発のみの取組は除く。）
 - ① 観光コンテンツの協働（コラボレーション）や磨き上げなど、観光コンテンツのパワーアップへの取組
 - ② 誘客に有効なメニューの創出など、観光コンテンツの開発への取組
- (2) 対象者 任意の地域活動団体、観光関係団体、商工関係団体、NPO法人及びこれらに類する組織団体とし、個人や単独の企業、市町村を除く。
- (3) アドバイザーの派遣
 - ・アドバイザーの派遣を希望する団体等から提出されたアドバイザー派遣申込書について、県は内容を審議のうえ派遣の採否を決定し、団体等へ通知します。
 - ・県は、採択された団体等に対し申込内容に応じたアドバイザーを派遣します。また、団体等がアドバイスを受けたい専門家を自ら指名してきた場合は、その専門家がアドバイザーとしてふさわしいと認められるときに、その専門家をアドバイザーとして派遣します。
- (4) 負担対象経費 アドバイザーの派遣に要する経費は、原則として県が負担します。
- (5) 募集期間 令和4年4月中旬から募集開始予定

【担当窓口】 県観光国際戦略局 観光企画課 まるごとあおもり情報発信グループ
TEL 017-734-9389 FAX 017-734-8121

11 海外ビジネス展開に関する相談等をしたとき

県内企業等が、海外ビジネス展開に取り組むに当たって直面する様々な問題について、アドバイスや情報提供等を行っています。

- (1) 支援メニュー 海外ビジネス展開に係る専門的アドバイス、海外企業とのビジネスマッチング支援、海外の最新ビジネス情報提供、各種補助金の紹介、他機関支援策の紹介等
- (2) 対象者 海外ビジネス展開に取り組む県内企業、個人事業者等
- (3) 支援方法 県が電話や面談等によりサポートするほか、JETRO青森貿易情報センターをはじめとした他の海外ビジネス支援機関・団体等から円滑に支援が受けられるよう仲介を行います。
- (4) 経費負担 原則無料

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

12 台湾食品ビジネス輸出拡大支援事業

台湾のECによる購買データの分析結果を活用した販促活動や、商談の成約増加に向けたオンライン・オフライン両輪の取組を実施し、県産食品等の輸出金額・輸出量の増加を目指します。

- (1) 現地ビジネスマッチング・フォローアップ強化事業
 - ・現地コーディネーターによるオンライン等を活用した商談マッチングを行います。
- (2) 現地越境EC企業等連携型PR・市場分析事業
 - ・レストランなどの実店舗と現地ECサイトとの連携によるPRを行います。
 - ・大規模食品見本市等に出展します。
 - ・県産品に係る販売戦略のPDCAを行うため、ECサイトからのデータを活用します。
- (3) 越境ECバイヤービジネスネットワーク強化事業
 - ・現地ECバイヤー等を本県に招請し、商談会や産地訪問を行います。
- (4) 体験型オンラインプロモーション事業
 - ・酒蔵での実演販売など、オンラインによるプロモーションを行います。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

13 香港輸出拡大ネクストステージ展開事業

香港貿易発展局との経済連携に係るMOUを締結し、関連事業を実施するとともに、香港EC市場等への販路開拓や香港企業とのマッチングなどに取り組み、県産食品等の香港向け輸出の拡大を目指します。

- (1) 香港貿易発展局とのMOU締結関連事業
 - ・香港貿易発展局との経済協定を締結し、フードエキスポへ青森県ブースを出展するほか、フェアを開催します。
 - ・香港向け輸出に係るセミナーを実施します。
- (2) 青森県産米小売販売強化事業
 - ・スーパーマーケットチェーンにおいて試食宣伝を展開します。
 - ・県産米PRツールを作成します。
 - ・コマーシャル等を活用した広告宣伝を実施します。
- (3) 現地EC企業等連携型PR・市場分析事業
 - ・現地ECサイトと実店舗で連携した青森県産品フェア及び市場分析を実施します。
- (4) ECバイヤービジネスネットワーク強化事業
 - ・現地ECバイヤー等を本県に招請し、商談会や産地訪問を実施します。
- (5) 現地ビジネスマッチング・フォローアップ強化事業
 - ・現地コーディネーターによる商談マッチングを実施します。(香港及び上海)
- (6) 商談マッチング支援事業
 - ・現地ECバイヤー等を対象とした現地商談会を実施します。(香港又は上海)

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

14 地域エネルギー事業普及推進事業

エネルギーの地産地消を推進し、県内におけるスマートコミュニティの創出を図るため、地域におけるエネルギーの有効利用に関する企画・検討を支援するためのアドバイザーを派遣するとともに、地域の課題に対応した地域エネルギー事業モデル構築を支援します。

- (1) 事業モデルを活用した取組促進
地域エネルギー事業に取り組むことを検討する市町村及び事業者に対し、地域エネルギー事業に関する知見を持つ事業者やコンサルタントをアドバイザーとして派遣し、調査検討などの取組を支援します。
- (2) 事業導入支援
より多くの地域エネルギー事業者を創出するために、市町村と事業者にコンサルタントや大学を加えたコンソーシアムからの提案により、新たなスキームの地域エネルギー事業モデルの構築に取り組み、成果報告会を開催します。

【担当窓口】 県エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課 環境・エネルギー産業振興グループ
TEL 017-734-9738 FAX 017-734-8213

15 経営等に関するワンストップ総合相談窓口（青森県よろず支援拠点）

中小企業・小規模事業者支援に優れた能力・知識・経験等を有するチーフコーディネーター、コーディネーターを配置し、地域の支援機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応します。

- (1) 対象者 中小企業・小規模事業者及びNPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する者
- (2) 支援内容 起業から安定までの各段階のニーズに応じて、ご対応いたします。
- ① 経営相談に対する「総合的・先進的なアドバイス」
 - ② 事業者の課題に応じた適切な「チーム編成を通じた支援」
 - ③ 案件に応じた「的確な支援機関、研究機関等の紹介」
- (3) 相談方法 次の窓口や相談会を実施していますので、どうぞ、お気軽にご相談ください。
- ① 相談窓口
 - ・ 21 あおもり産業総合支援センター内
日時：平日の8:30～17:15（土日、祝日、年末年始は休業となります）
場所：21 あおもり産業総合支援センター（青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階）
 - ・ 八戸サテライト ※予約制
 - ・ 弘前サテライト ※予約制
 - ・ 青森駅前サテライト ※予約制10:00～16:00の時間帯でサテライトを開催し、相談対応をしています。
 - ② よろず出張相談会 ※予約制
県内数箇所です10:00～16:00の時間帯で相談会を開催しています。

【担当窓口】 青森県よろず支援拠点 事務局（公益財団法人21 あおもり産業総合支援センター内）
TEL 017-721-3787 FAX 017-721-2514

16 新たな販路開拓に関する相談をしたいとき

県内企業が首都圏等での新たな販路を開拓するため、販路アドバイザーが企業訪問し、販路に関する経営課題の解決に向けた相談に応じ、助言などを行います。

- (1) 対象者 県内中小企業者等

【担当窓口】 公益財団法人21 あおもり産業総合支援センター 取引・情報推進課
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514

17 FB（フードビジネス）相談会

青森県産業技術センターとの共催により、県内6地域（7か所）において食品加工を行う製造業者向けの商品開発に係るアドバイスや支援制度の情報提供を行います。

（1）対象者 県内で食品加工を行う製造業者等

（2）相談料 無料（要予約）

（3）開催日

開催地区／月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
青森地区	21日（木）	26日（木）	23日（木）	21日（木）	25日（木）	22日（木）
弘前地区	20日（水）	25日（水）	22日（水）	20日（水）	24日（水）	21日（水）
八戸地区①	8日（金）	10日（火）	7日（火）	5日（火）	2日（火）	6日（火）
八戸地区②	22日（金）	27日（金）	24日（金）	22日（金）	26日（金）	20日（火）
五所川原地区	13日（水）	18日（水）	15日（水）	13日（水）	17日（水）	14日（水）
十和田地区	12日（火）	17日（火）	14日（火）	12日（火）	23日（火）	13日（火）
むつ地区	11日（月）	16日（月）	13日（月）	11日（月）	22日（月）	12日（月）

開催地区／月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
青森地区	20日（木）	24日（木）	22日（木）	26日（木）	22日（水）	23日（木）
弘前地区	19日（水）	21日（月）	21日（水）	25日（水）	20日（月）	22日（水）
八戸地区①	4日（火）	8日（火）	6日（火）	11日（水）	7日（火）	7日（火）
八戸地区②	21日（金）	22日（火）	23日（金）	27日（金）	21日（火）	24日（金）
五所川原地区	17日（月）	16日（水）	14日（水）	18日（水）	15日（水）	15日（水）
十和田地区	12日（水）	15日（火）	13日（火）	17日（火）	14日（火）	14日（火）
むつ地区	11日（火）	14日（月）	12日（月）	16日（月）	13日（月）	13日（月）

（4）開催場所

青森地区：21あおり産業総合支援センター（青森県共同ビル7階）

弘前地区：青森県産業技術センター 弘前工業研究所

八戸地区①：青森県産業技術センター 食品総合研究所

八戸地区②：八戸インテリジェントプラザ

五所川原地区：五所川原市民学習情報センター

十和田地区：青森県産業技術センター 農産物加工研究所

むつ市：青森県産業技術センター 下北ブランド研究所

※開催日・開催場所は変更になる場合がありますので担当窓口までお問合せください。

【担当窓口】 公益財団法人21あおり産業総合支援センター 連携推進室
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514

18 専門家派遣事業

- (1) 対象事業 中小企業等が抱える経営・技術・情報化等に関する様々な問題解決に適した中小企業診断士、税理士等の専門家を派遣し、診断・助言を行います。
- (2) 対象者 創業、経営革新等に取り組む中小企業等
※専門家に係る経費（謝金、旅費）の1/3の自己負担が必要です。（経費の2/3はセンターが負担します。）
※派遣回数は原則5回程度となります。

【担当窓口】 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 総合支援課
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514

19 下請取引に関する斡旋を受けたり、相談等をしたとき

下請取引の円滑化を図るため、主に次の支援を行っています。

- (1) 下請取引の斡旋
登録企業の受注ニーズや発注ニーズを募り、条件に合致する取引案件や企業情報等を提供します。
- (2) 下請取引に関する紛争等の相談等（下請かけこみ寺）
取引上の悩み相談に相談員や弁護士が対応します。

【担当窓口】 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 取引・情報推進課
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514

20 事業承継に関する相談をしたとき

「親族や従業員に引き継ぎたい」「後継者がいない」「どんな準備や対策が必要なのか知りたい」「経営者保証を解除したい」といった中小企業者等に対して、無料・秘密厳守で事業承継に関する情報提供や支援機関・専門家と連携した支援を行います。

【担当窓口】 青森県事業承継・引継ぎ支援センター（（公財）21あおもり産業総合支援センター内）
TEL 017-723-1040 FAX 017-735-5777
E-mail hikitsugi@21aomori.or.jp

21 中小企業活性化協議会

事業の継続に不安を抱えている県内の中小事業者の支援を行っています。

青森県中小企業活性化協議会は公正中立な公的機関であり、厳しい経済情勢の中で、経営環境が悪化しつつある青森県内の中小事業者の再生への取り組みを強化するため、中小事業者の再生施策を総合的に活用しながら、きめ細かく支援することを目的としています。

- (1) 対象者
 - ①事業は円滑に行われているが借入金負担等で、全体の資金収支が厳しくなっている方
 - ②事業存続の見通しはあるものの、事業見直しや複数の金融機関との調整が必要な方
 - ③金融機関から事業再生計画を策定するよう求められている方
 - ④過剰債務、過剰設備等により財務内容の悪化、生産性の低下等が生じ、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念がある方
- (2) 支援内容
 - ①経営診断及び適切な中小企業支援機関との連携
 - ②再生計画の策定支援、金融機関等の調整及び合意形成を図るための支援、収益力改善支援、再チャレンジ支援
 - ③経営改善計画策定支援や早期経営計画策定支援に対する助言
- (3) ご相談にあたって
 - ①ご相談にあたっては事前にご連絡ください。
 - ②ご相談に来られた企業名や内容については秘密を厳守いたします。
 - ③窓口相談は無料です。ただし、専門家（弁護士・公認会計士・税理士・診断士等）による詳細な調査が必要となった場合は、費用を企業に負担していただくことがあります。

また、青森県中小企業活性化協議会では、中小企業等経営強化法第26条第1項の規定による経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）に対し、経営改善計画及び早期経営改善計画策定支援に係る中小企業・小規模事業者が負担する費用の一部について、認定支援機関へ費用支払いを行う業務を行っています。

- (1) 対象者
 - ①経営改善計画策定支援
 - 【通常枠】

借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画等を策定することが難しいものの、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業・小規模事業者
 - 【GL 枠】

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン<第三部>の中小企業の事業再生等のための私的整理手続」（以下「ガイドライン」という。）に基づき計画策定を行う中小企業・小規模企業者
 - ②早期経営改善計画策定支援
 - 資金繰り管理や採算管理など基本的な内容の経営改善の取組を必要とする者であって、認定経営革新等支援機関たる専門家の支援を受けることにより、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランなどの経営改善計画を早期に策定し、金融機関（メイン行又は準メイン行）へ提出するとともに伴走支援を受けながら改善実行することで、今後の自己の経営について見直す意思を有する者。
- (2) 支払いの対象となる費用
 - ①経営改善計画策定支援
 - 【通常枠】

認定経営革新等支援機関による計画策定支援、伴走支援及び金融機関交渉（会社と経営者の資産の区分など経営者保証の解除に向けて取り組む場合であって、金融機関との交渉に弁護士等（認定経営革新等支援機関に限る。）を活用する場合に限る。）に係る費用のうち3分の2を上限とする（計画策定に係る費用の総額200万円を上限とし、伴走支援に係る費用の総額100万円を上限とする。金融機関交渉に係る費用の総額10万円を上限とし加算できる。）。
 - 【GL 枠】

ガイドラインに基づき、認定経営革新等支援機関が経営・財務及び事業の状況に関する調査分析（以下「デューデリジェンス」という。）を実施するにあたり必要な費用、計画策定支援及び伴走支援に係る費用のうち3分の2を上限とする（デューデリジェンス費用等の総額300万円を上限、計画策定支援に係る費用の総額300万円及び伴走支援に係る費用の総額100万円を上

限とする。)

※【通常枠】【GL 枠】ともに利用申請時に提出するデューデリジェンス、計画策定支援、伴走支援及び金融機関交渉等に係る費用支払はそれぞれの費用総額（予定）を上限とし、費用総額（予定）を超えた費用については、費用支払の対象とはしない。

②早期経営改善計画策定支援

認定経営革新等支援機関による計画策定支援、伴走支援（決算期）、伴走支援（期中）及び金融機関交渉（会社と経営者の資産の区分など経営者保証の解除に向けて取り組む場合であって、金融機関との交渉に弁護士等（認定経営革新等支援機関に限る。）を活用する場合に限る。）に係る費用のうち3分の2を上限とする（総額25万円を上限とし、計画策定支援に係る費用と伴走支援（決算期）に係る費用の比率は原則3：1とする。なお、伴走支援（決算期）に係る費用は上限5万円、伴走支援（期中）に係る費用の上限額は5万円とする。金融機関交渉に係る費用は総額10万円を上限として加算できる。）

※利用申請時に提出する計画策定支援、伴走支援（決算期）、伴走支援（期中）及び金融機関交渉に係る費用支払はそれぞれの費用総額（予定）を上限とし、費用総額（予定）を超えた費用については、費用支払の対象とはしない。

【担当窓口】 青森県中小企業活性化協議会（（公財）21あおもり産業総合支援センター内）
TEL 017-723-1021 FAX 017-773-5236
※経営改善計画策定支援及び早期経営計画策定支援に関することは、
TEL 017-723-1024 FAX 017-773-5236

IV セミナー・研修・イベント関係

1 起業家育成研修事業

創業支援拠点を設置している市等と連携し、県内において創業・起業に興味・関心のある方や検討している方を対象に、起業準備やビジネスプラン作成方法等を内容とした研修を開催します。

- (1) 内 容 起業に関する基礎知識や起業事例紹介
- (2) 場 所 五所川原市

※詳細は決まり次第、県ホームページ等でお知らせします。また、内容は変更となる場合があります。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

2 あおもり産学官金連携による新ビジネス創発支援事業（認知度向上支援）

独自の技術・ノウハウ等を有し、今後市場への展開が有望な県内企業の成長を支援するため、県外の展示会出展支援等による認知度の向上やマッチング機会の提供等を行います。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115

3 デジタル人財定着・還流促進事業

デジタル人財の県内定着と還流の促進を図るため、県内の高校・大学等において、県内IT企業による業界研究会や出前授業等を実施するほか、県外のIT従事者と県内IT企業の交流会開催等に取り組む。

(1) デジタル人財の定着促進

①業界研究会の開催

県内の大学や専門学校の学生等を対象として、デジタル人財の採用を予定する県内企業による業界研究会を開催する。

②大学や専門学校における県内就職のPR

県内の大学や専門学校のニーズに対応し、キャリア教育や就職イベント等の機会を利用して県内で働くデジタル人財を派遣し、県内就職などに関するPR活動を実施する。

③高等学校における出前授業

県内高校のニーズに対応し、県内IT企業によるIT分野の実践的な出前授業を実施する。

(2) デジタル人財の還流促進

①おためしテレワークの実施

本県でテレワークを検討している県外在住者や所属する県外企業等を対象に、本県でのテレワーク体験や継続的なフォローアップを実施する。

②首都圏におけるマッチング交流会の開催

本県にUIJターンを希望する県外デジタル人財等を対象に、首都圏において県内IT企業とのマッチング交流会を開催する。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115

4 地域ビジネスデジタル化促進事業

市場拡大が見込まれ、かつ県内企業のニーズが高いA I・I o Tを活用した新ビジネス創出に向けた支援を行います。

(1) A I活用ビジネス事例紹介セミナー（10月28日（金）開催）

内容 A Iの活用により生産性や利益率向上につながった事例の紹介

(2) A I活用ビジネス研修（1月開催予定）

内容 A Iをビジネスに活用するうえで必要となる基礎知識を習得する研修

(3) サイバーセキュリティ人材育成研修（11月開催予定）

内容 県内企業のセキュリティスキル向上、製品の信頼性担保を目的とした研修

※日時や場所などの詳細は決まり次第、県ホームページ等でお知らせします。また、内容は変更となる場合があります。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 産業DX推進グループ

TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

5 医療・介護現場ニーズ勉強会

医療・介護関連機器の製品開発を促進するため、医療・介護従事者が企業等に直接、現場の困りごとや、ニーズを説明する勉強会を開催します。

(1) 内 容 医療・介護関連機器開発に向けた医療・介護現場ニーズの提供等

(2) 主な対象 医療・介護関連機器分野への参入を目指す県内中小企業等

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ

TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

6 機能性表示食品開発推進事業

消費者の健康需要の高まりをビジネスチャンスと捉え、県産食材等を使用した機能性表示食品等の商品開発・販売を行う県内企業を支援します。

(1) 内 容 商品開発専門家、機能性表示食品専門家による商品開発、既存商品改良へのアドバイス支援等

(2) 対象者 県内食品加工事業者等（3社程度）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ

TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

7 青森りんごで健康美人！機能性新市場育成事業

県内の健康美容産業の振興を図るため、県内企業によるりんごを使った健康志向食品等の商品開発・販売を行う県内企業を支援します。

(1) 内 容 商品開発専門家、機能性表示食品専門家による商品開発、既存商品改良へのアドバイス支援等

(2) 対象者 県内食品加工事業者等（2社程度）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ

TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

8 新事業等創出セミナー開催事業

知的財産及び知的財産による新事業等の創出に対する理解と関心を深めるため、事業者、大学等研究機関、金融機関及びその他関係機関を対象としたセミナーを開催します。

※関係事業

- ・知的財産活用新事業創出推進事業
- ・デザイン等知財活用製品開発促進事業など

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

9 知財活用弁理士等派遣事業

県内中小企業等における知財研修や課題解決、地域団体における地域資源のブランド化、教育機関等における知財教育など、知財に関する多様なニーズに対して適切かつ迅速に対応するため、知的財産権制度の専門家である弁理士等を現地に派遣し、知的財産の普及啓発や活用促進を図ります。

- (1) 対象者 中小企業、地域団体、教育機関等
- (2) 事業内容 弁理士等の派遣に係る経費（謝金、旅費）は、県が負担
弁理士等の知的財産専門家による講義・研修は原則3時間まで（複数回の派遣可）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

10 知財活用人財育成強化推進事業（J-PlatPat 講座）

中小企業等の方々を対象に、J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）を利用した意匠、商標の検索方法について、基本操作等を実習形式で学ぶための講座を開設します。

- (1) 対象者 中小企業などの実務者等
- (2) 開催時期・場所 令和4年7月22日（金）、7月29日（金）
青森県総合社会教育センター 4階 第10研修室
令和4年9月1日（木）、9月8日（木）
株式会社 I.M.S 4階 研修室

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

11 知財活用人財育成強化推進事業（知財総合講座）

中小企業等の知的財産を扱う人財育成の強化を図るため、知的財産権制度の基礎知識から活用方法まで習得できる知財総合講座を開設します。

- (1) 対象者 中小企業、教育機関などの実務者等
- (2) 開催時期 令和4年9月14日（水）、9月28日（水）、10月5日（水）、10月12日（水）、
10月19日（水）
- (3) 開催場所 青森職業能力開発短期大学校
- (4) 募集締切 令和4年9月7日（水）

※オンライン知財総合講座開催

- (1) 配信期間 令和4年7月7日（木）～令和5年2月28日（火） 17：00
- (2) 募集締切 令和4年12月23日（金）
- (3) 申込方法 県発明協会HPから申込

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

12 知財活用サロンの開催

中小企業の方々を対象に、特許等を活用した新事業の創出、自社の価値を高めるブランド戦略構築、地域資源を活かした地域ブランド構築等を支援する研修会を開催します。

- (1) 対象者 県内中小企業等（各会場10社程度）
- (2) 開催時期 令和4年10月27日（木）、11月17日（木）、12月8日（木）
- (3) 開催場所 弘前工業研究所研修室

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

13 若年者の県内定着促進事業

高校生をはじめ、本県の次世代を担う人財を幅広く対象として、県内就職の魅力や県内企業の情報を強かに発信して、若年者の県内定着の促進を図ります。

- (1) 高校生の県内定着促進に向けた取組
工業高校以外の高校を対象として、学校のニーズに基づいて、県内企業が自社の魅力を直接生徒にPRするイベント又は若手社員との座談会を開催するほか、工業高校を対象として、ものづくり企業によるPRイベント等を開催します。
- (2) 将来の県内定着促進に向けた取組
小学生と保護者が県内企業を見学するバスツアーを実施するほか、県内事業所において小学生の職業体験イベント「ジョブキッズあおもり」を開催します。
- (3) 若年女性の県内定着促進に向けた取組
女子大生や女子高生が、あおもり女子就活・定着サポーターズ「あおもりなでしこ」と県内就職の魅力等について考えるワークショップ等を開催します。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

14 UIJターン就職促進加速化事業

潜在しているUIJターン希望者をweb等により掘り起こし、就職情報を届けるとともに、県内企業とのマッチング機会創出により県内就職を促進します。

- ・ 県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」において、若手社員や注目企業の紹介動画等のコンテンツを掲載します。
- ・ 就職情報と県産品を詰め込んだ「あおもりUIJターン就職応援パック」を送付し、継続的な情報提供を行います。
- ・ 県内外の大学の就職担当課と、県内企業との情報交換会を開催します。
- ・ 首都圏等で開催される転職フェアに出展します。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

15 中小企業採用活動デジタル化推進事業

県内企業の採用活動におけるデジタル化を推進するためのフォーラムや実践的なノウハウを習得するセミナー、ウェブ合同企業説明会を開催するとともに、インターンシップのオンライン化の支援などを通じて、県内企業の採用力の向上を図ります。

(1) 採用活動のデジタル化

①採用活動力向上に向けた支援

県内企業を対象として、採用活動におけるデジタル化を推進するフォーラムや実践的なノウハウを習得するセミナーを開催します。

②ウェブ合同企業説明会の開催

大学生を対象にウェブ合同企業説明会を開催します。

(2) インターンシップのデジタル化

①インターンシッププログラムの構築・実証

県内企業を対象として、学生ニーズに基づいたオンラインインターンシッププログラムの構築を支援します。

②ウェブインターンシップマッチング会の開催

大学生を対象に、ウェブによるインターンシップマッチング会を開催します。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
あおり人財確保推進センター（アスパム7階）
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076

16 在職者訓練

在職中の労働者の方を対象に、急速な技術の進歩や産業構造の変化等に対応した高度な技能を習得していただくため、短期間の職業訓練を開催します。

(1) 開催場所

県内4カ所にある県立職業能力開発校（青森、弘前、八戸、むつ）で開催します。

(2) 訓練コース

2022年度は、県立職業能力開発校4校で計41コースを開催予定です。

訓練内容は、電気工事、土木施工、木造建築、造園、配管など、仕事に必要な知識・技能の向上や資格取得を目的とした内容となっています。

(3) 受講料

受講料は各コースの設定時間によって異なり、12時間までは1コース1,000円、1時間超過毎に100円が加算されます。この他、訓練コースによっては、テキスト代や材料費などを実費で負担して頂く場合があります。

(4) その他

各コースの詳細は、各職業能力開発校のホームページに掲載しています。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 職業能力開発グループ
TEL 017-734-9415 FAX 017-734-8117

17 県外量販店等とのWeb商談会の開催

生産者や関連企業・団体の販路拡大を支援するため、Web商談の手法を習得する研修を実施するとともに、県外量販店等のバイヤーとのWeb商談会を開催します。

(1) 食品事業者のための“Web商談”研修

① 初級者コース（全2回各2時間）＜講師：NPO法人あおもりIT活用サポートセンター＞

- ・場 所 GRAVITY CO-WORK（青森市古川1丁目8番2号）
- ・募集人数 県内事業者10名程度
- ・内 容 Web商談に必要なアプリや機材の概要、各アプリの使い方

② 実践コース（2時間）＜講師未定＞

- ・場 所 新町キューブ3階会議室
- ・募集人数 50名
- ・内 容 対面での商談とWeb商談の違いやWeb商談のトーク構成、商品説明のポイント等

(2) 2022「青森の正直」Web商談会

① 開催日時 令和4年7月26日（火）～7月28日（木）

② 開催場所 オンライン（会場をご用意しますが、自社からも参加可能です。）

③ 主 催 「青森の正直」商談会実行委員会 <青森県、(公社)青森県物産振興協会、(株)青森銀行、(株)みちのく銀行、(一社)青森市物産協会、(公社)弘前市物産協会、(一財)VISITはちのへ、(公社)下北物産協会、青森県商工会議所連合会、青森県商工会連合会、津軽海峡ブランド商品開発実行委員会、青い森信用金庫、青森県信用組合、東奥信用金庫、日本政策金融公庫青森支店>

④ 出展企業 県内の農林水産団体、食品加工業者等（令和3年度実績：県内44事業者）

⑤ 商 談 先 県外の量販店（令和3年度実績：イオンほか8社）

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 宣伝・販売グループ

TEL 017-734-9607 FAX 017-734-8158

18 あおもりICT施工実践推進事業

県内建設現場における生産性の向上に向け、ICT活用工事を受注できる体制の構築を促進させるため、講習会等を実施します。詳細は決まり次第県HPでお知らせします。

(1) ICT施工講習会の実施

施工管理者を対象に、ICT施工の実務能力を習得するための実習型講習会を実施します。

(2) ICT施工のための意見交換会の実施

施工管理者を対象に、現場の状況に応じたICT活用方法を共有するための現場見学会・意見交換会を実施します。

(3) ICT施工のための体制作りセミナーの実施

ICT導入に向けた社内体制作りのための経営者向けセミナーを実施します。

【担当窓口】 県県土整備部 監理課 建設業振興グループ

TEL 017-734-9706 FAX 017-734-8178

19 風力発電関連産業しごとづくり・人づくり事業

風力発電関連業への県内企業の参入促進と人材育成を図るため、工業高校生等向けの体験研修を実施するとともに、新規参入事業者の掘り起こしに向けたメンテナンス業務等に係る説明会及び体験会を開催します。

(1) 風力発電施設体験研修会

県内工業系高等学校等 11 校（350 名程度）を対象に、風力発電研修施設において風力発電の概要を学び、風力発電実機を見学します。

(2) 風力発電関連産業担い手掘り出し

県内企業を対象に、風力発電関連産業への新規参入機会の拡大を図るため、風力発電メンテナンス業務等に関する説明会及び業務体験会を実施します。

【担当窓口】 県エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課 環境・エネルギー産業振興グループ
TEL 017-734-9378 FAX 017-734-8213

20 原子力関連研修

原子力関連施設でのメンテナンス業務への県内企業の新規参入や従事する人材の育成を図るため、県内企業を対象とした研修を実施します。（研修内容等詳細については、別途ホームページ等でお知らせします。）

(1) 原子力発電施設等研修事業

原子力発電施設等のメンテナンス業務への参入を図る、又は参入済みの県内企業に対し、従事に必要な知識・技術の習得や資格等の取得につながる研修を実施します。

(2) 原子力関連技術研修事業

メンテナンス業務を中心に、県内企業の原子力施設関連業務への参入を促進するため、基礎的な研修を実施します。

【担当窓口】 県エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課 量子科学振興グループ
TEL 017-734-9725 FAX 017-734-8213

21 中南部地域ものづくり企業等若者採用力向上事業

中南部地域のものづくり企業等の将来を担う若者の採用力を向上させるため、管内高校の生徒や教師に向けたアプローチを促進するとともに、高校生の保護者に対して地元企業の理解を深める取組を行う。

(1) 企業と高校生の交流会の開催

地元企業で働き、充実した生活を送っている OB・OG 等と「仕事と暮らし」について語り合う交流会を行う。

(2) 企業と高校の情報交換会

管内ものづくり企業等と高校（就職支援員及び進路指導教諭）との情報交換会及び就職支援員による講演を行う。

(3) 地元企業見学会

高校生とその保護者を対象とした、中南部管内のものづくり企業等の見学会を行う。

【担当窓口】 県中南部地域県民局 地域連携部 地域支援チーム
TEL 0172-32-2407 FAX 0172-32-2451

22 女子力を活用した「三八の就域モデル」構築支援事業

「三八の就域モデル」を構築するため、就域（※）に対する機運醸成を図るとともに、三八地域の学校に通学する生徒の女子目線を活用し、魅力のある充実した生活について情報発信を行い、人財定着と地域振興を図ります。

※「就域」… 地域の中小企業と行政機関等が連携し、街ぐるみで地域に根差す若者の定着支援を行うこと

(1) 就域モデルの構築に向けた機運醸成

地域のものづくり企業等に対し、採用競合同士が連携して人財の採用と育成を行うための機運を醸成します。

(2) 女子目線による地元の魅力調査、情報発信・共有

地域に通学する女子高生及び女子大生により、地元の魅力調査隊を結成し、グループ毎に行う調査で地元理解を深め、情報発信ツールを作成するとともに、調査した情報を同世代に向け発信します。

(3) 地域の若者、親や教員に対する情報発信

高校生及び県外へ就職・進学する若者に、地域への就職の魅力を理解してもらうために、親や教員等に対して情報発信し、人財還流を促します。

【担当窓口】 県三八地域県民局 地域連携部 地域支援チーム
TEL 0178-27-3936 FAX 0178-27-8171

23 協働ロボットを活用した三八地域ものづくり企業支援事業

協働ロボットは、従来の産業ロボットとは異なり、小型で軽量、省スペースに設置ができ、安全柵無しで人と同じ空間で共同して作業が可能とされています。また、プログラムの作成や変更が容易なことから1台のロボットで人の仕事を手助けする様々な作業に対応できるため、生産性向上に効果的であると注目されています。

この協働ロボットを活用して三八地域のものづくり企業の生産性向上を図るため、地域の産学官金が連携し、協働ロボット導入の機運醸成から製造工程の改善に向けた支援を行います。

(1) ロボット利活用検討会による普及啓発

三八地域のものづくり企業において効果が高いと考えられるロボット導入事例等を紹介するセミナーを開催します。

(2) ロボット専門人財の育成支援

生産現場においてロボットを管理する人財を育成するため、ロボット安全特別教育や協働ロボット操作体験会等を開催します。

(3) ロボットシステムのモデル構築による導入促進

製造工程の改善に向けたロボットシステムの汎用的なモデル構築と実証試験を行うことで、三八地域の同業他社へ応用展開を図り、ロボット導入を促進します。

【担当窓口】 県三八地域県民局 地域連携部 地域支援チーム
TEL 0178-27-3936 FAX 0178-27-8171

24 産学官金連携人材育成支援事業

人材育成に前向きな企業を支援し、有為な人材の確保と企業の成長発展に貢献するため、産学官金が連携して人材育成研修を実施します。

(1) 連携機関

中小企業大学校仙台校、協同組合青森総合卸センター、ポリテクセンター青森 等

(2) 対象者

人材育成に取り組む中小企業等の経営者及び管理者並びに中堅・若手社員等の従業員

(3) 受講料

研修毎に定められた受講料をお支払いいただきます。なお、当センターの賛助会員には、受講料の助成があります。

【担当窓口】 公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター 取引・情報推進課
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514

V その他

1 あおもり若者定着奨学金返還支援制度

若者の県内定着・還流の促進及び産業人財の確保を図るため、県内で就業・居住する大学等卒業者の奨学金の返還を県内企業等と連携して支援します。

※制度の詳細は、下記HPに掲載の要綱等をご覧ください。

<https://www.aomori-life.jp/syogakukin/youth/2023/entry.html>

(1) 支援対象

- ①大学生等 募集対象年度における大学等の新卒者及び既卒者（35歳未満）
- ②企業等 次のいずれかに該当する法人、団体又は個人事業者で、趣旨に賛同し資金を拠出する企業等（これを「あおもり若者定着サポート企業」といいます。）
 - ア) 大学生等の採用に関する権限がある事業所等を青森県内に有する企業等
 - イ) 勤務地が原則として青森県内に限定される採用形態での採用を行う企業等

(2) 支援対象とする奨学金の種類

日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子）
青森県育英奨学会の大学奨学金

(3) 支援条件

募集対象年度に「あおもり若者定着サポート企業」に就職し、6年以上就業かつ県内に居住すること。

(4) 支援内容

「あおもり若者定着サポート企業」での就業及び県内居住の要件を満たして3年経過時に支援額の1/2を、6年経過時に残りの1/2を、それぞれ県とサポート企業が同額ずつ負担して奨学金貸与機関に繰上返還する形で支援します。

支援額は、下表に基づき「あおもり若者定着サポート企業」が選択した額とします。

（「あおもり若者定着サポート企業」は、支援の要件を満たした後、それぞれ支援額の1/4を県に寄附していただきます。）

卒業・修了した学校	支援額の上限額	「あおもり若者定着サポート企業」が選択できる支援額 ※カッコ内は寄付額
4年制大学、6年制大学、大学院、高等専門学校専攻科	返還総額（既卒者の場合は返還残額）の1/2又は1,500千円のいずれか低い方の額	1,500千円（750千円）、 1,000千円（500千円）、 600千円（300千円）
短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程	返還総額（既卒者の場合は返還残額）の1/2又は750千円のいずれか低い方の額	750千円（375千円）、 500千円（250千円）、 300千円（150千円）

【担当窓口】 県企画政策部 地域活力振興課 移住・交流推進グループ
TEL 017-734-9174 FAX 017-734-8027

2 本社機能の移転・拡充に対する支援

本社機能の移転や拡充を行う事業者が、県から「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けることにより、課税等の特例の支援を受けられます。

(1) 支援内容

- ① 中小企業基盤整備機構による債務保証
保証限度額 15 億円
- ② 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例
特別償却又は税額控除の選択
- ③ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例
増加雇用数に応じて税額控除

(2) 主な認定要件

- ・事務所や研究所、研修所など本社機能を有する施設の移転・整備を行うこと
- ・増加させる常時雇用する従業員が5人（中小企業者は1人）以上であること
- ・施設整備に係る計画期間が県の地域再生計画の計画期間であること
- ・風俗営業等に該当する事業の事業者でないこと

詳細は下記HPをご確認の上、お気軽にお問い合わせください。

本社機能の移転・拡充に対する支援のお知らせ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/chiiikisaisei.html>

【担当窓口】 県商工労働部 商工政策課 企画調整グループ
TEL 017-734-9366 FAX 017-734-8106
県商工労働部 産業立地推進課 立地推進グループ
TEL 017-734-9381 FAX 017-734-8109

3 ものづくり企業スマート化促進事業

新型コロナウイルス感染症の影響により先行きの不確実性が高まる現状において、県内ものづくり企業が環境変化に対応していくためには、自社の経営戦略に即したスマート化・デジタル化を進め、企業変革力を高める必要があります。本事業では、このような新型コロナの影響で顕在化したものづくり企業の課題を解決するため、意識啓発から具体的な導入支援まで一貫して取り組みます。

(1) スマート化・デジタル化に向けた理解促進

セミナーや現場見学会等に加え、設備導入診断・助言により、スマート化・デジタル化に関する理解促進を図ります。

(2) スマートものづくりに向けた先端設備（ロボット・IoT・AI）導入支援

先端設備の導入により企業変革力向上に取り組む県内ものづくり企業に対し、導入経費の一部を補助し、スマート化・デジタル化を直接的に後押しします。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

4 中小企業DX推進事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中小企業等のデジタル化に対する意識が高まった一方、コロナをはじめとする外部環境の急激な変化に対しては、単なる業務のデジタル化にとどまらず、デジタル化を通じた企業のビジネスモデル等の変革、いわゆるデジタルトランスフォーメーション（DX）が重要であると言われてしています。

本事業では、県内企業のDXを推進するため、意識啓発や企業としての変革に向けたDX戦略の策定支援に取り組みます。

（1）DXに向けた意識啓発

外部環境の急激な変化に対して必要な、県内企業のDXを促進するフォーラムを開催します。

（2）県内企業のDX実態調査の実施

DXの推進のために必要な基礎調査として、県内企業へアンケート調査・ヒアリング調査を実施します。

（3）中小企業DX支援体制の強化

DXを伴走型支援する「DXコーディネーター」の設置など、DX支援体制の強化により、県内企業のDX戦略の策定を支援します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

5 レッツBuyあおもり新商品認定事業

新商品開発や新事業創出に積極的に取り組む県内中小企業者等が開発し製造する新商品を県が認定し、レッツBuyあおもり新商品としてPR等に努めることや、当該商品を随意契約により購入することで、新商品開発や販路拡大を支援します。

（1）申請者の要件

次のいずれかに該当し、新商品を開発し製造する方

- ・県内に本店又は主たる事務所を有する者
- ・県内に工場又は事業場を有する者
- ・県内に住所を有する個人

（2）対象商品

- ・概ね5年以内に開発されたものとし、新規性、有益性、実現性等に照らして審査会で認定されます。
- ・医薬品、食品は対象外です。

（3）支援策

- ・県庁内への試験的購入、評価、販売者へのフィードバック
- ・（公財）21あおもり産業総合支援センターによる首都圏販路開拓支援
- ・報道機関への情報提供やホームページにおける商品の紹介
- ・ホームページ等による情報発信
- ・民間企業とのビジネスマッチング
- ・首都圏等での展示会への出展等への推薦

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

6 食品事業者等販路開拓支援事業

コロナ禍による経済・社会の変化（DXの進行、ECサイト市場の拡大）に対応しきれていない県内食品事業者等の販路開拓を支援するため、ECサイトを活用した販路開拓に取り組む事業者を育成するほか、コロナ禍による社会の変化に応じた展示会出展のノウハウ取得を支援します。

（1）ECサイト販売力強化支援

① ECサイト販売カステップアップ支援

ECサイト向けの商品開発や検索対策等について、各参加事業者の課題解決に向けて、テストマーケティングの前後で個別指導を実施します。

② ECサイトにおけるテストマーケティング

座学で学んだ内容の効果をはかり、自社での販売にフィードバックするため、ECサイトでテスト販売を実施します。

（2）オフラインでのアプローチ強化支援

① 展示会提案力アップデート支援

販促物の作成方法や展示会にて取得した名刺の分析方法等について、各事業者の課題解決に向けて、展示会の前後で個別指導を実施します。

② 首都圏展示会出展支援

座学で学んだ効果の内容をはかりながら、業界のトレンドを吸収するために、首都圏の展示会に青森県ブースとして実行委員会を組んで出展します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 マーケティング支援グループ
TEL 017-734-9375（直通） FAX 017-734-8107

7 地域事業承継促進・後継者育成事業

新型コロナによる県内中小企業への影響を踏まえながら、国の支援事業と連携して、地域主体の事業承継支援体制の強化や経営者の承継意識の向上を図るとともに、後継者候補の人財育成等に取り組むことで県内中小企業の円滑な事業承継を促進します。

（1）地域主体事業承継支援体制の強化

① 地域事業承継サポートミーティングの実施

県内6地域に事業承継支援に係る情報共有・意見交換の場である「地域事業承継サポートミーティング」を設置し、地域主体の事業承継支援を推進します。

② 地域主体事業承継支援モデルの構築

地域における支援スキルの向上のため、事業承継支援モデルを構築します。

（2）ベンチャー型事業承継の普及

① ベンチャー型事業承継セミナーの実施

若手後継者候補等に対し、ベンチャー型事業承継を普及・促進するセミナーを実施します。

② ワークショップの開催

ベンチャー型事業承継に関するワークショップを開催します。

（3）承継意識の向上

① 第三者承継フォーラムの開催

県内中小企業や支援機関等に対して第三者承継を啓発するためのフォーラムを開催します。

② 新聞広告・テレビCM等の実施

マスメディアと県広報媒体の活用により、県内中小企業の経営者等の事業承継に取り組む意識を喚起します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

8 神戸とつながり発展するビジネス交流推進事業

神戸と青森の企業間でのビジネス交流推進等を目的として、ビジネス相互交流に向けたマッチング、情報発信、ビジネス連携事例の創出に取り組みます。

(1) ビジネス交流に向けたマッチング

神戸と青森の企業を対象として、ビジネス交流に向けた企業ニーズ等を調査します。また、企業ニーズの調査結果を踏まえて、企業間マッチングや商工団体等の交流等に取り組みます。

- ①神戸・青森における企業ニーズ等の調査
- ②企業ニーズに応じたビジネスマッチング
- ③ビジネス交流推進会議の設置

(2) ビジネス交流に向けた機運醸成

ビジネス分野における具体的な連携事例の紹介や交流イベントの開催を通じた情報発信に取り組み、ビジネス交流に向けた機運醸成に取り組みます。

- ①各種情報誌やweb等を活用した情報発信
- ②神戸・青森交流イベントの開催

(3) ビジネス交流による連携事例の創出

県内企業が神戸の企業と連携して取り組むビジネスプランを公募し、企業間連携によるビジネスモデルを構築するとともに、人的ネットワーク形成に取り組みます。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 マーケティング支援グループ
TEL 017-734-9375 FAX 017-734-8107

9 あおもり創業・起業支援強化事業

魅力あふれる多様なしごとづくりや、創業による地域社会への貢献度向上のため、女性・U I Jターン創業の推進や地域課題解決型創業の促進のほか、足腰の強い堅実な創業・起業に向けた支援プラットフォームの機能の充実・強化に取り組みます。

(1) 女性・U I Jターン創業の推進

- ①先輩女性起業家等を活用した支援環境の整備
あおもり女性創業サポーターズ「あおもりフルール」の任命や女性起業アテンダントの養成を行います。
- ②U I Jターン創業のPR
U I Jターン創業事例集とPR動画の作成や首都圏イベントへの創業者派遣等を行います。

(2) 地域課題解決型創業の促進

地域課題解決型創業希望者等によるワークショップや地域滞在型スキルアップ合宿、ビジネスプランコンテストを実施します。

(3) 支援プラットフォーム機能の充実・強化

- ①地域インキュベーション体制の確立
(公財) 21 あおもり産業総合支援センターにインキュベーション・マネジャー(女性1名含む)を配置し、県内外での伴走型支援や相談ルームへの派遣、創業後のフォローアップを行います。
- ②先輩起業家等を活用した支援環境の整備
先輩起業家等を活用し、少人数交流会を実施します。
- ③合同支援制度説明会の開催
市部で、関係機関等が一堂に会した各種支援制度の説明会を開催します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

10 事業承継税制・金融支援の認定

平成29年4月1日から都道府県が事業承継税制や金融支援の申請及び認定の窓口になりました。

- (1) 事業承継税制・・・後継者が、非上場の株式等を相続や贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予・免除される制度。平成31年4月より個人事業者が事業用資産を承継する際の相続税・贈与税を納税猶予する個人版事業承継税制が開始。
- (2) 金融支援・・・株式、事業用資産の取得など、経営の承継に伴い必要となる資金を調達する際に適用される、信用保険法の特例（信用保証枠の拡大）及び株式会社日本政策金融公庫の特例（低利融資）

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

11 青台連携新産業創出事業

台湾企業との連携による新たなビジネスの創出を図るため、台湾の強みを生かした新たなビジネスにチャレンジする県内企業の支援や、台湾企業の投資促進に向けたプロモーション活動等を通じて、台湾とのビジネス交流を促進します。

- (1) 台湾の強みを活用したビジネスの創出
 - ①新たなビジネスモデルの創出
台湾の強み（スイーツ、デザイン等）を活用した商品開発など、新たなビジネスモデルを創出し、県内企業による新たな事業展開を促進します。
 - ②ビジネスプランコンテストの開催
若者視点の新たな発想によるビジネスプランを募集、選定して内容の普及を図ります。
 - ③青森の強み・技術を生かした商品開発（県産酒類・飲料）
本県の強み（発酵技術等）と台湾産果実を活用した新商品の開発に向けて、産技センターにおいて最適な製造技術を開発します。
- (2) 台湾企業による県内投資の促進
台湾企業の投資（業務提携等も含む）を呼び込むため、県内企業や工業団地の視察を通じてPR活動を展開します。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115

12 青森県内企業と台湾企業とのビジネス交流スタートアップ支援

平成30年12月に「イノベーション・ネットワークあおもり」と「台日商務交流協進会」及び「台北市進出口商業同業公会」との間で締結した経済交流覚書に基づき、青森県と台湾の経済発展に向けてビジネス交流に関する支援を行います。

(1) 概要

青森県企業又は台日商務交流協進会及び台北市進出口商業同業公会会員企業が、日台企業間のビジネス交流を希望する場合、以下の支援を行います。

- ① 面談候補企業の選定
- ② 面談日程の調整（初回のみ）
- ③ 打合せスペースの提供
- ④ 通訳サービスの提供（初回顔合わせのみ）
- ⑤ 事務局の同行（初回のみ）

(2) 費用

本支援に係る費用は原則として無料です。

ただし、通訳サービスの提供については初回顔合わせ時のみとし、2回目以降継続したやりとりが発生した場合は、通訳の確保・負担等は各企業にご対応いただきます。

（上記③④について、台北市進出口商業同業公会は有料）

<台日商務交流協進会>

台日企業間のビジネス交流の促進に向け、多角的な支援を展開する団体。台湾中小企業を中心として会員数116名。

<台北市進出口商業同業公会>

貿易の発展・拡大を目的とした多くの活動を展開する民間企業団体。台北市及びその周辺都市を中心に会員企業約6,000社。

詳しくはホームページをご覧ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/taiwan_business_startup.html

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115

13 あおもりデジタルシフト推進事業

デジタル技術を活用した新たなビジネスの創出を図るため、産学官で構成する「あおもりクロステック※活用研究会」を設立し、ビジネスモデルの検討や事業可能性調査などに取り組むことで、県内企業による新たな事業展開を促進する。

※クロステック：既存の産業分野にデジタル技術を取り入れることで、新しい価値や仕組みを提供すること。

(1) あおもり X-TECH 活用研究会の設置・運営（R4～R5）

産学官で構成される「あおもりクロステック活用研究会」を設置し、先進事例等の情報共有を図るとともに、ワーキンググループでの検討や事業化の可能性を確認する調査などを実施する。

(2) X-TECH 活用コンテストの開催（R4）

県内の若者（大学生等）を対象として、デジタル技術で地域課題を解決するビジネスプランを募集し、実現性の高いプランを選定する。選定されたプランについては、県内IT企業とともにブラッシュアップを図り、研究会へフィードバックする。

(3) ビジネスモデルの創出（R5）

研究会の活動等を通じて生まれたビジネスプランについて、実証事業を行い、研究会等を通じて、その成果を普及する。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 情報産業振興グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

14 あおもりPG台湾ビジネス挑戦事業

コロナで停滞した台湾と本県の経済交流を復活し、「あおもりPG」の台湾展開を促進するため、県内企業と台湾企業とのビジネスマッチングに取り組むとともに、認知度向上に向けた台湾プロモーションや現地インフルエンサー等を活用した情報発信に取り組む。

- (1) 越境EC・WEBビジネスマッチング
台湾薬事関連法に対応可能な商談マッチング支援者を配置し、越境ECやWEB商談等を中心とした台湾販路拡大を支援します。
- (2) 台湾プロモーション
台湾での「あおもりPG」ブランド浸透を図るため、知事による現地プロモーション等を実施します。
- (3) お土産として選ばれるインバウンド向けPG商品PR強化支援
現地インフルエンサーを招聘し、効果的な情報発信の検討等を実施します。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

15 アップサイクルビジネス創出事業

本県由来の未利用資源を活用した新たなビジネスの創出を図るため、産学官で構成する「アップサイクルフォーラム」を設立し、事業化に向けた情報共有やネットワークを形成するほか、実証事業の成果普及等を通じて、県内企業による新たな事業展開を促進する。

- (1) アップサイクルビジネス普及推進事業
 - ① アップサイクルフォーラムの設立・運営 (R4~R5)
アップサイクルビジネスを創出するため、産学官から構成されるフォーラムを設立し、事業者間の情報共有やネットワークの形成を図るほか、重点テーマ毎にセミナー及び専門家相談会を開催する。
 - ② 事業可能性調査の実施 (R4)
県内企業によるアップサイクルビジネスの実現可能性を把握するため、県内外の市場調査や F/S 等を実施する。
 - ③ 首都圏プロモーションの実施 (R5)
県外事業者とのビジネスマッチングを促進するため、首都圏展示会への出展を実施する。
- (2) アップサイクル製品開発促進事業
アップサイクル製品の開発実証 (R5)
新たなアップサイクルビジネスの創出に向けて、試作品の開発実証を実施するとともに、検証結果の情報発信に取り組み、県内企業への普及推進を図る。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

16 弘前大学COI二次参画企業社会実装実証事業

弘前大学COI参画企業と連携し、参画企業が開発したコア技術を県内企業(二次参画企業)が取り込み、活用することで、新たなヘルスケアサービスの社会実装を目指すために実証委託を行います。

- (1) 対象者 弘前大学COI参画企業1社以上を含む企業、大学等の複数の事業主体による事業実施体制を有し、県内に事業所を有する企業等(弘前大学COI参画企業との連携による提案を基本とします)
- (2) 対象経費
 - ① 人件費(委託事業に直接従事する調査員・研究員等の労務費)
 - ② 事業費(旅費・会議費・謝金・借料・外注費(請負契約)・印刷製本費・消耗品費・賃金(アルバイト)・通信運搬費・情報収集費)
 - ③ 一般管理費(①と②の合計額の10%以内)
- (3) 総額 委託料500万円(採択件数2件~3件)

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

17 ヘルスケアサービス実証事業

在宅高齢者や施設入居者の増加に加え、コロナ禍で新たに発生した在宅医療・介護・健康管理などの課題をふまえ、価格や内容が決められているサービス以外にも、自らのニーズに合わせて利用者が選択可能であり、かつ利用者のQOL向上に資するようなヘルスケアサービスビジネスモデル開発について、実証委託を行います。

- (1) 対象者 大学、試験研究機関、医療機関または介護事業者等による事業実施体制を有し、県内の主たる拠点を有する事業者
- (2) 対象経費 ① 人件費（委託事業に直接従事する調査員・研究員等の労務費）
② 事業費（旅費・会議費・謝金・借料・外注費（請負契約）・印刷製本費・消耗品費・賃金（アルバイト）・通信運搬費・情報収集費）
③ 一般管理費（①と②の合計額の10%以内）
- (3) 総額 委託料250万円（採択件数1件～2件）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

18 デザイン等知財活用製品開発促進事業

意匠法改正をビジネスチャンスととらえ、デザイン（意匠）・技術（特許）等を活用した製品開発を知財面から支援し、県内企業の競争力強化及び新事業等の創出を促進します。

- (1) 専門家等との連携によるデザイン活用製品開発支援事業
企業が保有する潜在的なデザイン（意匠）保護を支援するとともに、クリエイターなどの専門家や支援機関と共にチームで支援することにより、企業デザイン力を向上させ、デザイン（意匠）を活用した製品開発につなげます。
- (2) 高付加価値製品の海外進出に対する伴走支援事業
デザイン（意匠）・技術（特許）の視点を取り入れた高付加価値製品の海外（台湾等）進出を知財面から支援します。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

19 青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」によるマッチング支援

「あおもりジョブ」は、県内企業への就職を希望する学生や求職者等に、自社のPRをすることができる青森県公式就職情報サイトです。企業情報・求人情報・インターンシップ情報を無料で掲載できます。

■あおもりジョブの特徴

- ・掲載も更新も無料
- ・大手求人サイト「スタンプ」等に自動掲載
- ・移住支援金対象法人・求人の登録により応募者増の期待大

■掲載内容

- ・県内企業の自社情報 企業登録
- ・求人情報 求人登録
- ・インターンシップ情報 インターン登録

■利用方法

「あおもりジョブ」 (<https://aomori-job.jp/>) にアクセスし、システム利用登録の上、企業登録・求人登録・インターン登録を行ってください。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
あおもり人財確保推進センター（アスパム7階）
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076

20 新卒者地元就職促進プロジェクト事業

県内企業による県内就職の魅力発信と新卒採用のための高校・大学等への営業力の強化を進めるとともに、学生と県内企業の相互理解促進を図ります。

- (1) 官民連携による県内就職の気運醸成
 - ①賛同する県内企業を「あおり県内就職促進パートナー企業」として登録します。
 - ②共通のPRツール（ロゴやキャッチコピー、パンフレット等）を使用し、パートナー企業が高校生や大学生に対して県内就職をPRします。
 - ③高校生や大学生、保護者等に向けて県内就職の魅力と県内企業の情報を集中的に発信します。
- (2) 教育現場と企業のマッチング促進
 - ①「上手な新卒求人のかた」リーフレットを制作・配布します。
 - ②教員等が教える「上手な新卒求人のかた」セミナーを開催します。
 - ③企業と進路指導担当者の懇談会を開催します。
- (3) 学生と県内企業の相互理解促進
 - ①新規大学等卒業予定者等を対象に合同企業説明会を開催します。
 - ②民間団体と大学の連携によるインターンシップのモデルづくりを行います。
 - ③大学主催のセミナーや保護者会等でUターン支援策などを紹介します。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

21 産地で作る冷凍食品産業振興事業

県産農産物を産地で冷凍する優位性をセールスポイントとした高品質な冷凍食品の開発により、食品産業の新分野の成長を図ります。

- (1) 推進体制の整備による商品開発
 - ① 産地フレッシュ生産体制の構築
県産農水産物を産地で冷凍する「産地フレッシュ」の冷凍食品を開発するため、産地から加工、販売まで一体となった推進体制を構築
 - ② 生産の推進
冷凍向け高品質野菜等の生産技術の確立
 - ③ 冷凍技術の開発
県産農水産物に適した品目ごとの冷凍技術の開発
- (2) 産業振興に向けた進行管理
 - ① 県内関係者に対する情報提供
本事業の取組内容及び成果情報等を関係者と共有
 - ② 試作品の開発
試作品を開発し求評を得ることで商品開発へ活用

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ
TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

22 ニーズ対応型フローズンフーズ創出事業

冷凍食品の国内市場拡大を踏まえ、県産農水産物を活用して現在の消費者等ニーズにあった冷凍食品の開発を図るため、県内食品加工業者に対し専門家を含めた緊急かつ濃密な支援を実施します。

(1) 実需者ニーズに応えたフローズンフーズの商品企画と開発促進

① 実需者のニーズ収集

大手量販店等へのヒアリングによる商品企画案の作成

② 食品加工業者に応じた商品企画シートの作成と商品試作

県内の食品加工業者が冷凍食品を製造するに当たり、収集したニーズを現状の設備・能力等で製造可能な商品づくりの実施

(2) 開発したフローズンフーズの求評活動とブラッシュアップ支援

① 販売関係者、消費者等への求評活動

販売関係者及び消費者等への求評を行い、この評価をもとに試作品をブラッシュアップ

② 展示商談会等への出展支援

業界関係者に対する求評を行うための展示商談会への出展を支援

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ

TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

23 あおもり食品産業強化サポート事業（ビジネスチャンス拡大対策）

県外の中食・外食業者等を対象とした本県ならではの業務用食品の提案型セールス活動を展開しながら、取引先のニーズを把握し、県内食品加工業者とのマッチングを支援します。

(1) 県内食品事業者と県外中食・外食業者等のマッチング支援

食品事業者の販路開拓力向上に向け、県外の中食・外食事業者等に対するセールス活動支援や、バイヤーの産地招請、産地商談会を実施

(2) あおもり食産業支援サイトの運営

食品加工事業者の商品紹介、業務用食材のデータベースなどの情報をインターネットサイトで提供

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ

TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

24 トップブランド商品創出事業

本県ならではの食材を活用した本県を代表するトップブランド商品の創出に向けて、継続的に商品開発に取り組む意欲のある食品製造業者に対し、商品開発のコンセプトやターゲットの設定から試作品開発までの包括的な取組を支援します。

(1) 対象者 県内食品製造業者

(2) 内容

① 県内事業者へのヒアリング調査

商品開発や首都圏への販路開拓に意欲的な食品製造業者に対し、直近の販売状況や直面している問題・課題等をヒアリングし、動向を把握

② 商品開発アドバイスの実施

食品製造業者を3事業者程度公募し、首都圏のマーケットに精通した専門家により、商品開発で重要となるコンセプト・ターゲットの設定や商品設計等について、事業者ごとの個別課題に応じたきめ細やかなアドバイスを実施

(3) 募集締切 ※公募は終了しました。

一次締切分：令和4年5月31日（火）

二次締切分：令和4年6月30日（木）

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 ブランド推進グループ

TEL 017-734-9573 FAX 017-734-8158

25 首都圏・西日本における戦略的販路開拓推進事業

首都圏・西日本における県産品の販売拡大を図るため、これまで関係構築された百貨店やホテル・飲食店・EC企業のほか、新たな開拓手法などを通じて新規取引先への販路開拓活動を推進します。

- (1) インサイドセールス等効率的な販路開拓の実践
- (2) マーケティング専門家のアドバイスに基づく販路開拓活動の実践
(県東京・大阪担当職員と連携し実施)
- (3) EC等実需者との共同企画（フェア）等を通じた販路開拓

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 ブランド推進グループ
TEL 017-734-9573 FAX 017-734-8158

26 企業の農業参入に対する支援

農業の多様な担い手を確保するため、企業等の農業参入を推進するとともに、既に農業参入している企業等の農業経営の安定に向けた取組を支援します。

- (1) 企業農業参入研修会の開催
開催日時 令和4年8月31日（水）13時30分～16時
開催内容 ① 県内外の優良事例発表・講演等
先進的な農業参入企業や農業経営者、コンサルタント等の専門家による事例発表や講演を行います。
② 関連施策の紹介
農業参入に役立つ関連施策（農地中間管理事業、融資制度等）について情報提供を行います。
- (2) 相談窓口の設置
構造政策課及び各地域県民局に相談窓口を設置し、農業参入に関心のある企業からの相談に随時対応しており、必要に応じ栽培技術や支援制度等について助言・指導を行います。

【担当窓口】 県農林水産部 構造政策課 農地活用促進グループ
TEL 017-734-9462 FAX 017-734-8136

27 韓国誘客対策事業

北東北三県及び北海道合同によるソウル事務所を活用して、韓国市場をターゲットとした県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

- (1) バイヤー招請事業
県産品への理解を深めてもらうため、韓国からバイヤーを招請して、県内企業を訪問し、産地視察や個別商談等を行います。
- (2) 商談会開催事業
ソウル市内において、現地バイヤー等との商談会を開催します。
- (3) 販路開拓支援事業
韓国企業にサンプル品を提供するなどし、本県物産品のPRや韓国市場におけるニーズの把握を行います。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

28 あおもりビジネス海外展開推進事業

ものづくり企業（※）の幅広い海外取引や新たな海外ビジネスの実現のため、マッチング機会の創出等やフォローアップ・サポート体制の構築、現地でのスタートアップ支援を行い、更なる海外ビジネスの取組を支援します。

※県内ものづくり企業・・・ 県内で製造又は主たる加工がなされた工業製品（食料品、飲料・たばこ以外の製品）を製造・販売する企業

（1）県内中小企業海外展開 PR・サポート事業

工業製品や食品以外の幅広い商品の台湾・ベトナムへの輸出に向けて、ものづくり海外取引拡大アドバイザーを設置し、海外企業との商談支援やフォローアップを実施するとともに、県産品の輸出以外の新たな海外ビジネス展開に向けて、対応する専門家による相談支援を行います。

（2）現地商談マッチング・フォローアップ支援事業

県内中小企業の関心が高い台湾及び台湾とのつながりが深いベトナムにおいて、現地企業との商談機会を設置します。現地商談後は、引き続き、現地コーディネーター等と連携しながら、オンラインでの商談や代理商談等によるフォローアップを実施します。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

29 東南アジア有望市場販路拡大事業

県内企業の東南アジアへの輸出拡大を支援するため、商談機会の提供やビジネスパートナーの発掘、安定的な商流確立への支援を行います。

（1）タイ販路拡大事業

- ・ビジネスパートナーとして有望な店舗において、物産と観光が連携した物産展を実施することにより、「青森」ブランドを定着させ、輸出とインバウンド拡大の相乗効果を図り、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。
- ・高級日本食店や居酒屋など複数店舗で同時期に県産品メニューを提供する青森フェアを開催し、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

（2）カンボジア県産品可能性調査事業

- ・信頼あるパートナーと連携し、現地富裕層等を対象とした試食求評会等を実施します。

（3）シンガポール販路拡大事業

- ・シンガポールのバイヤー等を対象とした商談会と、県内企業が現地企業を直接訪問して具体の商談を促進する企業訪問ツアーを一体的に実施し、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

（4）ベトナム販路拡大事業

- ・ベトナムにビジネスネットワークを有する企業を通じて、現地情報の収集やビジネスマッチングを行い、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。
- ・ベトナムのバイヤー等を対象に、商談会と県内企業が現地企業を直接訪問して具体の商談を促進する企業訪問ツアーを一体的に実施し、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

30 国内旅行需要獲得対策事業

本県観光関連産業の維持及び観光需要の獲得を図るため、国の地域観光支援策に呼応した宿泊キャンペーン（宿泊割引及びクーポン券付与）を、国が示した内容に合わせて実施します。

（１）県内旅行誘客促進キャンペーン事業

令和３年７月１８日から実施している「青森県おでかけキャンペーン」の目標人泊数を１４万人分追加した上で、令和４年度においても実施します。

（２）新たなＧｏＴｏトラベル事業

これまで国が実施してきたＧｏＴｏトラベル事業が、令和４年度のゴールデンウィーク以降は都道府県が主体となって実施することとなるため、この動きに合わせ、本県においても全国居住者を対象とした宿泊キャンペーンを、約６６万人泊分を目標に実施します。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 誘客交流課 国内誘客グループ
TEL 017-734-9384 FAX 017-734-8126

31 中小企業経営革新支援事業

青森県では、「中小企業等経営強化法」に基づき、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新を支援することにより、中小企業の創意ある向上発展に資することを目的として「中小企業経営革新支援事業」を実施しています。

(1) 法律の適用 「中小企業等経営強化法」の適用を受けるのは、以下の中小企業者又は組合等です。

○製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外） ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金3億円以下又は従業員300人以下
○卸売業	資本金3億円以下又は従業員900人以下
○サービス業（下記以外） ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
旅館業	資本金5千万円以下又は従業員100人以下
○小売業	資本金3億円以下又は従業員300人以下
	資本金5千万円以下又は従業員200人以下
	資本金5千万円以下又は従業員50人以下

事業協同組合、協業組合、企業組合等の組合及び組合連合会も対象になります。

(2) 支援の受け方

手続きに従い、「経営革新計画」を作成し、青森県知事の承認を得る必要があります。計画期間又は事業期間3年から5年間（研究開発期間を含む場合は最大8年間）

① 経営革新計画の内容

承認の対象となる経営革新計画の内容としては、新たな取組みによって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものであり、概ね以下の5種類に分類されます。

- ・ 新商品の開発又は生産
- ・ 新役務の開発又は提供
- ・ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・ 役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

② 経営革新計画の経営目標について

経営革新計画として承認されるためには、下記のア、イの基準のいずれにも適合することが必要です。

ア 付加価値額の向上

付加価値額又は1人当たりの付加価値額のいずれかについて、計画の最終年度までの伸び率が次の一定基準を超える伸びを示していることが必要です。

- ・ 3年間の計画の場合 9%以上
- ・ 4年間の計画の場合 12%以上
- ・ 5年間の計画の場合 15%以上

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

一人当たりの付加価値額＝付加価値額／従業員数

イ 給与支給総額の向上

給与支給総額について、計画の最終年度までの伸び率が次の一定基準を超える伸びを示していることが必要です。

- ・ 3年間の計画の場合 4.5%以上
- ・ 4年間の計画の場合 6.0%以上
- ・ 5年間の計画の場合 7.5%以上

給与支給総額＝役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当

各種手当には、残業手当、休日手当、家族（扶養）手当、住宅手当等を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含みません。

(3) 支援策の概要

申請した経営革新計画が承認された場合、以下の支援措置が利用できます。

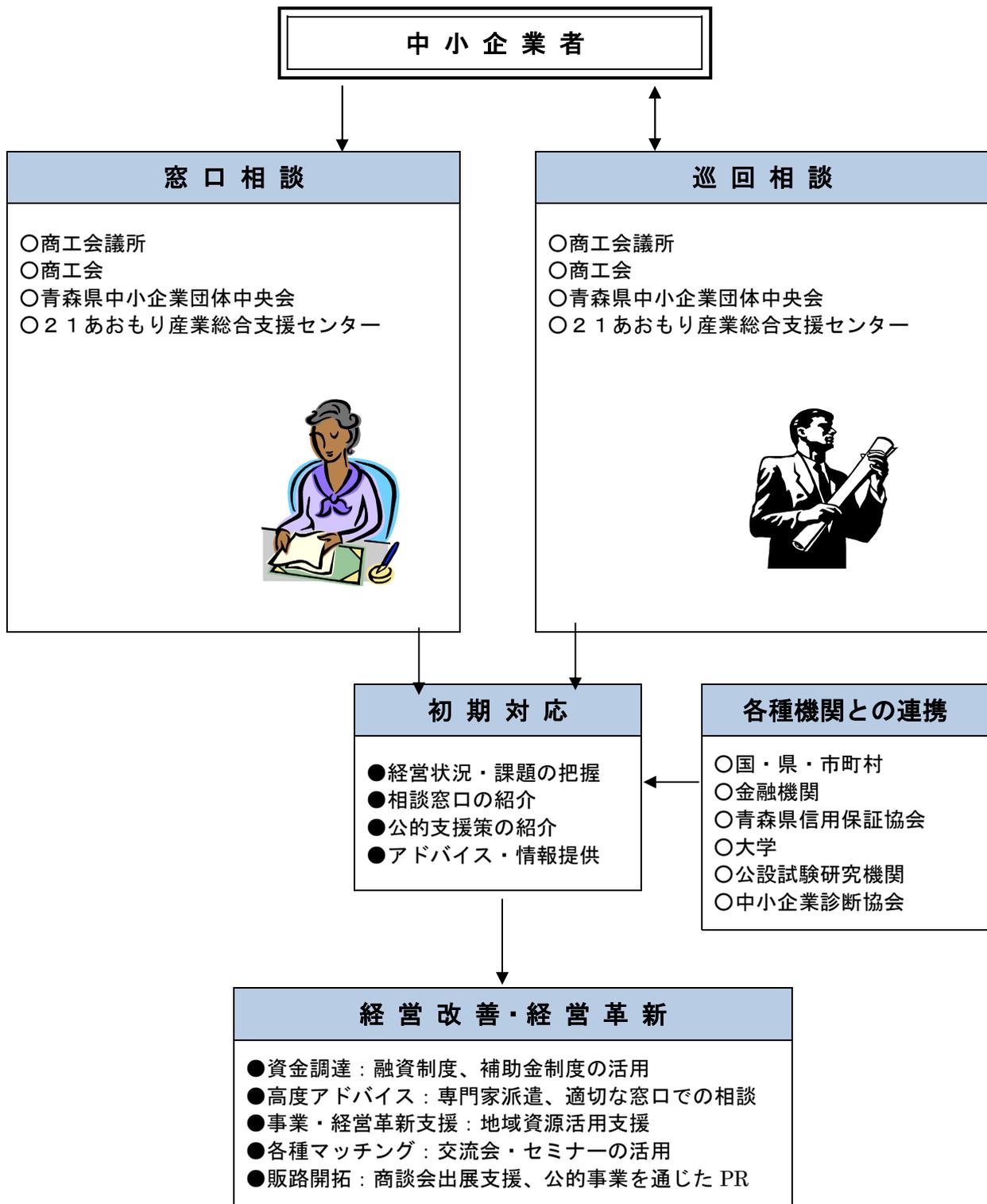
- ① 政府系金融機関による低利融資制度
- ② 「選ばれる青森」への挑戦資金（県の制度融資）
- ③ 中小企業信用保険法の特例（信用保証の特例措置）
- ④ 中小企業投資育成株式会社法の特例
- ⑤ 高度化融資制度
- ⑥ ベンチャーファンドからの投資
- ⑦ 特許関係料金減免制度
- ⑧ 販路開拓コーディネーター事業
- ⑨ 日本政策金融公庫法の特例（スタンドバイクレジット）
- ⑩ 貿易保険法の特例（※）

※海外展開による経営革新の場合のみ対象となります。

なお、支援措置については、承認をうけた後それぞれの支援機関等の審査が必要となります。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

◎ 中小企業者の経営相談フロー



VI 東日本大震災に係る支援策

【被災中小企業者向け相談窓口等】

1 経営・金融及び雇用支援相談窓口

東日本大震災で被害又は影響を受けた県内中小企業の事業再建、経営安定、雇用支援等に係る相談に応じるため、関係機関において常設相談窓口を設置しています。

このうち、「青森県産業復興相談センター」（青森市）では、震災からの復興の可能性のある中小企業者に対し、窓口相談対応のみならず再生計画策定支援などを行い事業再生促進に努めています。

(1) 経営・金融相談

		住 所	電話番号
日本政策金融公庫	青森支店	青森市長島 1-5-1	017-723-2331
	弘前支店	弘前市大字上鞆師町 18-1 弘前商工会議所会館	0172-36-6303
	八戸支店	八戸市大字馬場町 1-2	0178-22-6274
商工組合中央金庫	青森支店	青森市長島 2-1-7	017-734-5411
	八戸支店	八戸市大字八日町 43-1	0178-45-8811
県信用保証協会	青森営業所	青森市新町 2-4-1 県共同ビル 4階	017-723-1353
	弘前支所	弘前市大字上鞆師町 18-1 弘前商工会議所会館 3階	0172-32-1331
	八戸支所	八戸市堀端町 2-3 商工会館 1階	0178-24-6181
	五所川原支所	五所川原市東町 17-5 商工会館 4階	0173-35-4121
	十和田支所	十和田市西二番町 4-11 商工会館 4階	0176-23-4331
	むつ支所	むつ市中央 1-4-6	0175-22-1204
商工会議所	青森商工会議所	青森市新町 1-2-18	017-734-1311
	弘前商工会議所	弘前市大字上鞆師町 18-1	0172-33-4111
	八戸商工会議所	八戸市堀端町 2-3	0178-43-5111
	黒石商工会議所	黒石市市ノ町 5-2	0172-52-4316
	五所川原商工会議所	五所川原市東町 17-5	0173-35-2121
	十和田商工会議所	十和田市西二番町 4-11	0176-24-1111
	むつ商工会議所	むつ市小川町 2-11-4	0175-22-2281
	県商工会連合会	青森市新町 2-8-26	017-734-3394
県内各商工会	県商工会連合会のホームページをご覧ください。		
県商工政策課	青森市長島 1-1-1	017-734-9368	
県地域産業課	青森市長島 1-1-1	017-734-9373	
21 あおもり産業総合支援センター	青森市新町 2-4-1	017-777-4066	
青森県産業復興相談センター	青森市新町 2-4-1	017-752-9225	

(2) 雇用支援相談

		住 所	電話番号
青森労働局総合労働相談コーナー		青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 8階 青森労働局雇用環境・均等室内	017-734-4211
労働基準監督署	青森総合労働相談コーナー	青森市長島 1-3-5 青森第 2 合同庁舎 8 階	017-734-4444
	弘前総合労働相談コーナー	弘前市大字南富田町 5-1	0172-33-6411
	八戸総合労働相談コーナー	八戸市根城 9-13-9 八戸合同庁舎 1 階	0178-46-3311
	五所川原総合労働相談コーナー	五所川原市唐笠柳字藤巻 507-5 五所川原合同庁舎 3 階	0173-35-2309
	十和田総合労働相談コーナー	十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎 3 階	0176-23-2780
	むつ総合労働相談コーナー	むつ市金谷 2-6-15 下北合同庁舎 4 階	0175-22-3136
県内各ハローワーク	青森安定所	青森市中央 2-10-10	017-776-1561
	八戸安定所	八戸市沼館 4-7-120	0178-22-8609
	弘前安定所	弘前市大字南富田町 5-1	0172-38-8609
	むつ安定所	むつ市若松町 10-3	0175-22-1331
	野辺地安定所	上北郡野辺地町字屋場 12-1	0175-64-8609
	五所川原安定所	五所川原市敷島町 37-6	0173-34-3171
	三沢安定所	三沢市桜町 3-1-22	0176-53-4178
	十和田出張所	十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎	0176-23-5361
	黒石安定所	黒石市緑町 2-214	0172-53-8609

2 青森県産業復興相談センター事業

東日本大震災により甚大な被害を受けた事業者の再開や事業再生を支援するために、平成23年12月19日に設置された公的機関による国の委託事業です。

現在は、中小企業再生支援協議会との一体化により、機動的かつ迅速な相談体制を確立し、再生計画策定支援を行っているほか、他の関係機関との連携強化を図りながら、県内企業の経営上の広範な内容の相談に対応しています。

- (1) 目的 東日本大震災による被災企業を含む県内中小企業を対象とした総合的な相談窓口及び常駐専門家の設置により、中小企業者の事業再生に向けた取組みを支援し、迅速な地域経済の活力の再生を図ることを目的としています。
- (2) 対象者 震災からの復興の可能性のある中小企業者を含め、積極的に経営改善に努めようとする事業先を対象とします。
- (3) 支援内容 経営改善に向けたアドバイスや幅広いサポートを行います。
- ・ 信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内
 - ・ 外部専門家や関係支援機関のご紹介
 - ・ 中小企業再生支援協議会と連携した事業再生、経営改善支援
 - ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構との連携による旧債務の整理等、事業再生支援（ただし、八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町に事業所を有する事業者に限られます。）

【担当窓口】 青森県産業復興相談センター（公益財団法人21あおもり産業総合支援センター内）
TEL 017-752-9225 FAX 017-773-5236

Ⅶ 新型コロナウイルス感染症に係る支援策

1 コロナ禍における求人情報発信支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大により停滞した地域経済の再起を図るため、県内事業者が離職者等を雇用するために広告媒体を利用する事業に要する経費の一部を補助します。

(1) 対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等について、資格や職務経験を問わず、県内事業所での正規雇用の募集を行うために広告媒体を利用する事業。

(2) 対象経費

広告媒体（新聞広告、就職情報サイト、求人情報誌、チラシ）への求人情報の掲載等に係る費用。

(3) 補助率

人手不足の業種 3分の2

※福祉、建設、警備、運輸分野の対象職種に限る

その他の業種 2分の1

(4) 補助上限額

50万円

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ

TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

新型コロナウイルス感染症の影響により 経営の安定に支障を生じている県内中小企業の方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている県内中小企業者を支援するため、経営安定化サポート資金の「災害枠」に「新型コロナウイルス感染症」を指定し、資金繰りを支援しておりますのでご利用ください。

ご利用いただける方

次のいずれにも該当する方

- (1) 県内に事業所を有する中小企業者であること
- (2) 県が指定する災害等※により経営の安定に支障を生じているもの
(事業開始後1年未満の方を含む)

※令和4年4月1日から令和5年3月31日まで「新型コロナウイルス感染症」を指定しています。

ご融資の条件

- 融資限度額 3,000万円
- 融 資 利 率 融資期間3年以内：固定年0.9%
融資期間3年超：固定年1.1%
- 融 資 期 間 10年以内（うち据置2年以内）
- 担 保 必要に応じて徴求
- 保 証 人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保 証 料 率 原則年0.45～1.90%
セーフティネット保証4号 0.95%
セーフティネット保証5号 0.86%

信用保証料補助

次のいずれにも該当する場合は、県が保証料の30%を補助します。

また、一部の市町村では、県の保証料補助に加えて、保証料を補給します。

- (1) 経営安定化サポート資金「災害枠（新型コロナウイルス感染症）」を利用すること
- (2) セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号のいずれかの保証制度を適用すること

融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。

ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお、セーフティネット保証4号、5号※を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。

※セーフティネット保証4号、5号の利用にあたっては、市町村の認定を受ける必要があります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

新たな雇用に取り組む県内中小企業者の方へ

県では、特別保証融資制度「選ばれる青森」への挑戦資金において、新たな雇用に取り組む県内中小企業者を最優遇金利により支援しておりますのでご利用ください。

ご利用いただける方

次のいずれかに該当する県内中小企業者（創業する者を含む）

- ① 常時使用する従業員（雇用期間の定めがない正社員）を2人（障害者など一定の要件に該当する場合（※1）は1人）以上雇用する計画の事業を行う方
- ② 創業や新商品開発など県が推進する前向きな取組（※2）で、かつ、①に掲げる雇用条件を満たす計画の事業を行う方

【 融資実行後原則6ヶ月以内に雇用すること、かつ1年以上継続して雇用すること、及び法律上義務づ

（※1） 一定の要件に該当する場合は、新規卒者のほか、障害者、中高年失業者、新型コロナウイルス感染症関連離職者を

正規職員として再雇用する場合又は小規模企業者が雇用する場合が該当します。

（※2） 詳しくは『「選ばれる青森」への挑戦資金のご案内』チラシ、または要綱・取扱要領でご確認ください。

ご融資の条件

- 融資限度額 1億円
- 融 資 利 率 ①年1.1%
②年0.9%（3人以上雇用する場合は年0.7%）
- 融 資 期 間 運転10年以内（うち据置2年以内）、設備15年以内（うち据置3年以内）
- 担 保 必要に応じて徴求
- 保 証 人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保 証 料 率 原則年0.45～1.90%
（担保の有無等に応じた割引制度や、特別な保証料率が適用される場合有り）

利用後のお約束

○ 融資実行後の雇用状況を確認するため、雇用開始時に、県（商工政策課）に対して、すみやかに

雇用状況を報告することが義務付けられています。

※雇用開始後すみやかに提出する書類

- ① 常用従業員雇用状況報告書（所定の様式）
- ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- ③ 雇用契約書（又は労働条件通知書）の写し
- ④ 直近の労働保険概算・確定保険料申告書の写し

融資の手続き



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索